

官報号外

昭和四十八年七月四日

○第七十一回 参議院会議録第二十五号

昭和四十八年七月四日(水曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第二十七号

昭和四十八年七月四日

午前十時開議

第一 国務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度農業施策について)

第二 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第五 港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

一、国家公務員等の任命に関する件

一、日程第一

一、地方自治法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第一より第五まで

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

○竹田現照君 日本国内委員会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名する

一名の選舉を行ないます。

○検査官徳太郎君 私は、ただいまの竹田君の動議に賛成いたします。

○議長(河野謙三君) 竹田君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、日本ユネスコ国内委員会委員に小林武君を指名いたします。(拍手)

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、全会一致をもつてこれに同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、労働保険審査会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 日程第一 国務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度農業施策について)

農林大臣から発言を求められております。発言を許します。農林大臣。

〔国務大臣櫻内義雄君登壇、拍手〕

勞働保険審査会委員に三浦義男君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、漁港審議会委員の任命について採決をいたしました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、全会一致をもつてこれに同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、運輸審議会委員、電波監理審議会委員の任命について採決をいたしました。

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、いずれも同意することに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、いずれも同意することに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 次に、労働保険審査会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 次に、國務大臣櫻内義雄君登壇、拍手

農業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度農業施策について

農林大臣から発言を求められております。発言を許します。農林大臣。

〔国務大臣櫻内義雄君登壇、拍手〕

勞働保険審査会委員に三浦義男君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、漁港審議会委員の任命について採決をいたしました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 日程第一 国務大臣の報告

に関する件(農業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度農業施策について)

農林大臣から発言を求められております。発言を許します。農林大臣。

〔国務大臣櫻内義雄君登壇、拍手〕

勞働保険審査会委員に三浦義男君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、漁港審議会委員の任命について採決をいたしました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 日程第一より第五まで

報告のうち、第一部農業の動向について申し上げます。

報告のうち、第一部農業の動向について申し上げます。

わが国の農業及び農村は、国内的には他産業との生産性及び所得格差の拡大、農業就業者の構成の老齢化に加え、最近においては土地、水等の国土资源の利用をめぐる農業と他産業との競合の激化や、都市化の進展等に伴う農村社会の著しい変貌など、各分野にわたってきわめて困難な問題に直面しているばかりでなく、対外的にはわが国経済の国際化に伴う農産物輸入の拡大の要請の高まりや、昨年来の世界的な穀物需給の逼迫に見られる世界市場の不安定性に対処して国民食料の安定的供給の確保をはかつていかなければならないという重大な課題に直面いたしております。

まず、農業及び農村と国土資源利用との関係について見ますと、土地の投機的取引の増大、地価の高騰等は、農業經營の円滑な遂行と高能率農業の展開をはかる上で大きな障害となつております。農業及び農村の健全な発展をはかるためには、土地、水等の有限な国土資源について農業と他産業との間ににおける計画的な利用調整をはかりつつ、その利用秩序の確立につとめることが今日の政策的課題となつております。

また、農業の他産業に対する比較生産性の格差は、前年度に引き続き拡大しておりますが、農家の生活水準は農外所得の増大により勤労者世帯とほぼ均衡しております。

さらに、農業の構造について見ますと、最近における農業就業人口の加速的減少にもかかわらず、農家戸数の減少は緩慢でありまして、農業を從事する第二種兼業農家の割合は一そろ増大しております。耕地規模の拡大による農業經營の規模拡大は一般的にはほとんど進んでいないのであります。このような中で、いわゆる自立經營農家の割合は、近年低下傾向にありますので、その後における存立、發展のための条件整備をはかることが重要であります。他方、專業的農家と中核とする集団的生産組織による作業規模の拡大と高能率生産単位の形成の動きに注目する必要があります。

次に、農産物需給の動向を見ますと、食生活の

高度化と多様化を反映して需要は引き続き拡大を続いているのに対し、農業生産は停滞的に推移しており、農産物の輸入は増加傾向にあります。また、世界の農産物貿易をめぐる環境は、拡大 EEC の成立や日中國交回復等を背景として、今後著しい変化を来たすことが予想され、さらに最近における世界の農産物需給事情の不安定性に対処しつつ、国民食料の安定的、効率的な供給を確保していくためには、国内生産が可能なものは、生産性を高めながら、極力国内がまかなることが一そう重要となっております。

最後に、今日の農村社会は、都市化の進展等に伴い複雑な変貌の過程にあります。全国的に見て、なお大部分の農村は、依然として農家を中心とし、農村的風土を備えた地域社会であります。食料供給の役割はもぢらん、国土や自然環境の保全・培養の役割など、多面にわたる社会的役割りを果たしております。

以上のような、農業及び農村の動向を踏まえつつ、その国経済社会における役割りを今後十分に果たしていくためには、土地、水等の国土资源について、農業と他産業との計画的な利用調整をはかりつつ、農業生産に必要な優良農用地の確保並びに地力維持を基本としたその合理的な利用をはかるとともに、自立経営の育成と並んで專業的農家を中心とする集団的生産組織の育成等による高能率生産単位の形成を積極的に推進することが必要であります。

また、需要の動向に対応した国民食料の安定的、効率的な供給体制を確立するため、農業生産の再編成を推進することが必要であります。特に、最近における世界の農産物市場の不安定性に対処して、国内農業の生産、供給力を維持強化することが重要であります。

わが国の農業及び農村が、このような役割りを十分發揮しつつ、今後とも、農村的風土を維持した活力ある地域社会として存続、発展していくことは、わが国経済社会の健全な発展にとって不可

欠であります。このような観点に立って農村環境の総合的な整備を推進し、綠と豊かさに満ちた高福祉農村社会を建設することこそ、今日最も重要な課題であります。

以上が第一部の概要であります。

次に、第二部におきましては、四十七年度を中心として講じた施策を記述しております。

最後に、昭和四十八年度において講じようと申します。ただいま御説明申し上げました農業及び農村の動向に対処しつつ、その役割りにかんがみ、農業基本法の定めのところに従い、また諸情勢の推移を織り込みまして、農政の総合的展開をはかることといたしております。

このため、昭和四十八年度におきましては、高能率農業の育成、農業生産の再編成、高福祉農村の建設、農産物価格の安定、農産物の流通加工の合理化及び消費者対策等の充実、農業金融の整備拡充など、各般の施策を推進することといたしております。

以上をもぢらまして、概要の説明を終わります。

(拍手)

○議長(河野謙三君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。杉原一雄君。

[杉原一雄君登壇、拍手]

○杉原一雄君 私は、日本社会党を代表して、農業白書等に関連し、農政の基本問題について質問いたします。

いまや、内外はきわめて緊迫した食糧の危機、農業の危機に直面しています。

まず第一に、農業基本法の改廃を要求する。なお、自民党政府が進めてきた農政に鋭い分析を行ない、農政の大転換を行なうべきだと思うが、結果の見解はどうか。

その一つは、日米貿易経済合同委員会が十六、十七の両日外務省で開かれるそらだが、先月二十日、米国政府は大豆、綿実の輸出を停止、また

きのう、輸出大豆は一律五〇%に削減すると声明している。ここで特に総理から、大豆の今後の見通しについて、昨日は農林大臣が農林水産委員会に発表したことを聞いても、八月、九月はだいぶ、月末は一万トン不足などとのきわめて不安な報告を受けたわけであります。総理の報告と政治判断並びに事後の対策を明確にお聞きしたいと思います。

ついこの間まで、マンスフィールドのグリーンレポートの線に沿って農産物の買付けの増大、農産物の自由化を強く要求したアメリカ、それに協力してきた日本政府に対して手のひらを返すよう

に輸出停止を宣言する米国の態度、国益優先のやり方に、政府はどう対処しようとするのか。

このため、昭和四十八年度におきましては、高能率農業の育成、農業生産の再編成、高福祉農村の建設、農産物価格の安定、農産物の流通加工の合理化及び消費者対策等の充実、農業金融の整備拡充など、各般の施策を推進することといたしてあります。

以上をもぢらまして、概要の説明を終わります。

(拍手)

○議長(河野謙三君) ただいまの報告に対し、質

疑の通告がござります。順次発言を許します。杉原一雄君。

[杉原一雄君登壇、拍手]

○杉原一雄君 私は、日本社会党を代表して、農

業白書等に関連し、農政の基本問題について質問いたしました。

いまや、内外はきわめて緊迫した食糧の危機、農業の危機に直面しています。

まず第一に、農業基本法の改廃を要求する。なお、自民党政府が進めてきた農政に鋭い分析を行なうべきだと思うが、結果の見解はどうか。

その二は、FAO事務局長の勧告を待つまでもなく、世界の異常気象は今世紀末に至る長期の現象であるといわれております。しかもその規模は世界的であるといわれているのであります。西アフリカを襲う食糧危機は、木の葉を食べさせ、アリのたくわえたえさを掘り起させるところまで、六百万の人間を追いかけています。食糧不足はインド、インドネシア、南米、ソ連に及んでおり、しかもその多くが東洋にあります。

第二点として、農林大臣に。その一として、特にさきに述べた客觀情勢に立脚して、まず自主流

思われる徵候があるといいます。だから、減反政策に示されたる自民党政農政、資源の乏しい日本、かけがえのない農地、山林原野を荒らしに荒らし、野方団に他目的に転用しておる今日の現状、企業優先の政策を大転換すべきであると思います。水田や山林を荒らすことにより、洪水調節能力の極度の低下、水害の多発、地すべり、山くずれなどを防ぐ必要があります。

ついこの間まで、マンスフィールドのグリーンレポートの線に沿って農産物の買付けの増大、農産物の自由化を強く要求したアメリカ、それに協力してきた日本政府に対しても手のひらを返すよう

に輸出停止を宣言する米国の態度、国益優先のやり方に、政府はどう対処しようとするのか。

このため、昭和四十八年度におきましては、高能率農業の育成、農業生産の再編成、高福祉農村の建設、農産物価格の安定、農産物の流通加工の合理化及び消費者対策等の充実、農業金融の整備拡充など、各般の施策を推進することといたしてあります。

以上をもぢらまして、概要の説明を終わります。

(拍手)

○議長(河野謙三君) ただいまの報告に対し、質

疑の通告がござります。順次発言を許します。杉原一雄君。

[杉原一雄君登壇、拍手]

○杉原一雄君 私は、日本社会党を代表して、農

業白書等に関連し、農政の基本問題について質問いたしました。

いまや、内外はきわめて緊迫した食糧の危機、農業の危機に直面しています。

まず第一に、農業基本法の改廃を要求する。なお、自民党政府が進めてきた農政に鋭い分析を行なうべきだと思うが、結果の見解はどうか。

その二は、FAO事務局長の勧告を待つまでもなく、世界の異常気象は今世紀末に至る長期の現象であるといわれております。しかもその規模は

世界的であるといわれているのであります。西アフリカを襲う食糧危機は、木の葉を食べさせ、アリのたくわえたえさを掘り起させるところまで、六百万の人間を追いかけています。食糧不足はインド、インドネシア、南米、ソ連に及んでおり、しかもその多くが東洋にあります。

第二点として、農林大臣に。その一として、特にさきに述べた客觀情勢に立脚して、まず自主流

秩序を破壊し、食糧流通秩序の混亂を起す。その根源を断つべきであると思うが、どうか。さきにも述べたが、生産者米価の決定はすぐれて農政問題であり食糧問題である。かかる觀点に立ち、いつ米番を開くのか。その予定期日はいつなのか。しかも、それに臨む基本姿勢は食管法の精神に立つべきだと思うが、どうか。一％米価を上げれば百二十五億の國費が必要だなどと、けちなることは言わず、農民に希望を与え、國民に安定的な食糧の供給をするという本来的な使命に立つて米価を決定すべきだとと思う。ちらほら一〇名程度などとうわざされているが、敢然としてそれを打ち消し、大胆に対処されることを期待するのであります。

その二として、四月一日に農相は、農政審議会に農産物の需給見通しを検討するようになり請されたのだけれども、その後の作業は一体どうなっているのか。「九月二〇までに」ではおそ過ぎるのであります。昨年十月、試案として提示された「農産物需給の展望と生産目標の試案」について、まず小麦、大豆など最大の輸入国であるアメリカ経済の混乱並びに気象異変などを織り込んで、その試案を大修正すべきであると思うが、どうか。

特に一点だけ具体的に指摘するならば、昨年から今年にかけて問題になったミカンであります。三百三十万トン生産して、政府はてんてこ舞いをして、農民からきびしく批判され、農政不信の増大となつたのだが、試案では、昭和五十七年生産目標四百三十万トンと明記している。その需要供給の方針の具体的算出の基礎を明らかにしてほしい。なるほど淡路島のミカン増産計画の現地も調査いたしました。計画推進と民間デベロッパーの食い荒らしとは激しい戦いを演じている実情を承知しております。問題は、いかにして生産を増強し、これをいかにして需要とバランスをとるか。ここにもアメリカの農産物自由化と正面衝突するはずであります。それとどう対決するか、明らか

にしてほし

れもまた米国の農産物輸出ストップに示されたよ

ましては、再検討は考えておりません。

済秩序を破壊し、食糧流通秩序の混乱を起こす。その根源を断つべきであると思うが、どうか。さきにも述べたが、生産者米価の決定はすぐれ

かつてドルショックのとき、大豆不足、銅料不足が大問題になつた。農相は小麦、大豆の増産政策を約束したはずだが、今後の施策、計画にどのように織り込んできたか、これから推進しようとしているか、明らかにしてほしいのであります。

す。いま文相は、中学三年生の進学指導、高校三年生の就職指導を担当する教師の側に立って、生徒に対し、指導要領の精神を踏まえて、高邁な日本農業ビジョンを示し、勇気と自信とプライドを持って青年が農業振興のために前進できるように、この議場を通じて、生き生きとした懇切な呼びかけをしてもらいたい。

減反政策、食管制度、休耕田対策、生産者米価等につきまして御発言がございましたが、国民の基本的食糧であります米につきましては、從来から、完全自給のたてまで、國民必要量の確保に万全を期するよう措置しておるのであります。今後とも適正な政府持ち越し在庫保有も含めまして、國民に不安の念を抱かせることのないよう、十分配慮をしてまいりたいと考えております。

価を決定すべきだとと思う。ちらほら一〇%程度などとうわざされているが、敢然としてそれを打ち消し、大胆に対処されることを期待するのであります。

その二として、四月一日に農相は、農政審議会に農産物の需給見通しを検討するようになり、要請されたのだけれども、その後の作業は一体どうなっているのか。「九月ごろまでに」ではお過ぎるのであります。昨年十月、試案として提示された「農産物需給の展望と生産目標の試案」について、まず小麦、大豆など最大の輸入国であるアメリカ経済の混乱並びに氣象異変などと戦ひ、受けとめるのだけれども、どうか。ただ、ここでEC 各国の農業協力の困難さ、アメリカの独善的農政、貿易などを思ふとき、いま一つ突っ込んだ大臣の情勢分析と具体的の方針を国民に明らかにしてほしいのであります。

第四点として、農業者教育、とりわけ農業後継者づくりについて文部大臣の所信を伺いたい。

大臣よ、今年三月、農業政策の今とこれから

特に一点だけ具体的に指摘するが、つぎ。乍半か
で、その試案を大修正すべきであると思うが、どう
うか。

ら今年にかけて問題になつたミカンであります。三百三十万トン生産して、政府はてんてこ舞いをし、農民からきびしく批判され、農政不信の増大

となつたのだが、試算では、昭和五十七年生産目標四百三十万トンと明記している。その需要供給の方針の具体的算出の基礎を明らかにしてほしい。なるほど淡路島のミカン増産計画の現地も調査いたしました。計画推進と民間デベロッパーの食い荒らしとは激しい戦いを演じている実情を承知しております。問題は、いかにして生産を増強し、これをいかにして需要とバランスをとるか。ここにもアメリカの農産物自由化と正面衝突するはずであります。それとどう対決するか、明らかに

し、政府が期待する自立専業農家が減少する傾向は実に憂うべき姿と思うが、どうか。
そこで大臣に、今年四月一日から実施された高等学校学習指導要領の中、「農業一般」1目標の中に、「(1)わが国の農業の特色および動向を理解させ、農業の生産や經營に必要な知識と技術を習得させる。(2)農業の社会的意義を理解させ、進んで農業および農村の向上発展を図る能力と態度を養う。」と、明確に方針を打ち出しているのだけれども、農基法農政の崩壊、総合農政への転換、こ

それは、今春、一部落が集団として僻地から都
市近郊に移住いたしました。富山・魚津市の古鹿
熊の部落民であります。その農民が、数百年住み
なれ耕してきた農地、山林を毎日のように通り続
けて管理している涙ぐましい努力の事実がありま
す。すばらしいことではありますんか。この土の
精神、農民魂のはとばしるよんなごの現象に對
し、各大臣のこれから答弁の中に、これを胸に
おさめて、誠意をもって答弁されることを要求し
て質問を終わります。（拍手）

〔國務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○國務大臣（田中角榮君） 杉原一雄君にお答えを

それは、今春、一部落が集団として僻地から都市近郊に移住いたしました、富山・魚津市の古鹿熊の部落民であります。その農民が、数百年住みなれ耕してきた農地、山林を毎日のように通い統けて管理している涙ぐましい努力の事実があります。すばらしいことはありませんか。この土の精神、農民魂のほとぼしるようなこの現象に対し、各大臣のこれから答弁の中に、これを胸におさめて、誠意をもって答弁されることを要求しお質問を終ります。(拍手)

〔国務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角栄君) 杉原一雄君にお答えを

休耕田の大部分は、そのまま耕作可能な状態か、あるいは多少手を加えることにより耕作可能な状態で管理をされております。四十九年度以降は、休耕奨励補助金を打ち切ることになりますが、特に休耕田について稲作復帰のための助成措置を講ずることについては考えておりません。

米価につきましては、消費者米価は、物価対策重点を置き、各般の関連施策の拡充強化をはかりてまいりたいと考えております。

いたします。

第一は、日米貿易經濟合同委員会にいかなる姿勢で臨むかということでござりますが、日米貿易經濟合同委員会に際しましては、最近における農産物の國際的需給事情及び米国の農産物輸出規制の実施という事態にからんがみまして、大豆をはじめとする國民生活上重要な農産物の安定的輸入の確保をはかるという観点に立ちまして、米国側と話し合いを行なつてまいりたいと考えます。

また、日米安全保障条約の經濟条項等を引き合ひに出されて、再検討することは考えていないかということございますが、安全保障条約につきま

の観点から、本年度は据え置く方針でございますが、本年の生産者米価につきましては、消費者米価とは切り離して、米価審議会の議を経て、食管法の規定に基づき、適正に決定をしてまいります。

他の問題については、所管大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣櫻内義雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(櫻内義雄君) 農業基本法について触れられましたが、農業基本法の施行以来、農業生産の選択的拡大を進めますとともに、欧米に比較して遜色のない生産性の向上と農業従事者の所産

いたします。

の観点から、本年度は据え置く方針でございますが、本年の生産者米価につきましては、消費者米価とは切り離して、長崎米穀会議の議定にて、米販

経済合同委員会に際しましては、最近における農産物の国際的需給事情及び米国の農産物輸出規制の実施という事態にからみまして、大豆をはじめとする国民生活上重要な農産物の安定的輸入の確保をはかるという観点に立ちまして、米国側と話し合いを行なつてまいりたいと考えます。

他の問題については、所管大臣から御答弁を申し上げます。（拍手）
〔國務大臣櫻内義雄君登壇、拍手〕

また、日米安全保障条約の経済条項等を引き合
いに出されて、再検討することは考えていないか
といふことなどがござりますが、安全保障条約につき

れられましたが、農業基本法の施行以来、農業生産の選択的拡大を進めますとともに、欧米に比較して遜色のない生産性の向上と農業従事者の所産額

の増大を果たしてきました。しかし、經濟成長がきわめて著しかったために、農業と他産業の格差の拡大や、兼業化の現象のあらわれてまつておることも事実でございます。わが國農業をめぐる内外の諸情勢はきわめてきびしいものになつておりますが、農業基本法に定められております基本的目標及び根幹的な施策の方向については、間違いのないものと思いますので、基本法を手直しする考えは持つておりません。

備蓄についてお尋ねがございました。小麦、飼料穀物、大豆等のように、その大部分を輸入に依存している農産物につきましては、その安定的確保と備蓄を考えまして、長期輸入契約の締結、開発輸入の促進、輸入先の多角化を進めてまいりておりますが、とりあえず小麦の在庫量は一・七カ月分より二・三カ月分に増加し、主食である米につきましては、需給操作上と豊団に備えた備蓄を考え、古米百万トンを米穀年度当初に持ち越す方針で臨んでいます。次第であります。

米価につきましては、総理からお答えを申し上げましたが、生産費、物価その他の経済事情を参考し、米の再生産を確保することを旨として決定するよう定められておりますので、近く米価審議会の議を経て、生産調整を進めています。や、物価、賃金の動向その他の諸情勢を勘案しつつ決定をいたしたいと思います。

自主流通米制度については、消費者の選択に応じた米の流通の道を開くことについたのでございまして、また生産者にもメリットのあることありますし、その流通は政府の認可した自主流通計画に従つてしまか販売ができないこととしているので、この制度をやめる考えはございません。

昨年十月に発表した「農産物需給の展望と生産目標の試案」については、昨年下期の国際的需給の逼迫などの動向を踏まえて、農政審議会に、農産物の長期需給の見通しを立てるべく検討をお願いをしておるのでございます。同審議会は備蓄部会を設けて作業中でございますが、その早期の

結論を期待しておる次第でございます。

ミカンについてのお尋ねでございました。ミカン生産については、昨年のような過剰生産の問題を起きました。隔年結果を防止するための摘果の指導により、豊凶変動の是正を行なうとともに、植栽については、果樹農業振興基本方針で定める植栽の範囲にとどめるよう指導してまいります。また産地貯蔵庫の設置、共同予措事業を実施することにより計画的出荷をはかるとともに、果汁工場の増設あるいは加工原料用果実価格の安定対策の拡充等、流通加工面に配慮をいたしてまいりたいと思います。五十六年度の四百二十万トンの生産目標は、消費の伸び、加工需要の増大をあわせ考えまして、大体妥当なものと見ておる次第でございます。

農業後継者の確保についてお触れになりましたが、基本的には、農業が魅力ある産業として確立され、かつ農村の環境の整備をはかることが必要でございますので、本年も生産基盤の整備や農村環境整備の各種施策をお願いした次第であります。また、國の農業者大学校、県の各種研修施設の整備充実による地域農業振興の中核となるべき農業者の育成、農村青少年活動の推進等につとめてまいりました。

以上お答え申し上げます。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○國務大臣(中曾根康弘君) 農産物の輸入の安定化、多様化についての御質問でございますが、たまして、また生産者にもメリットのあることありますし、その流通は政府の認可した自主流通計画に従つてしまか販売ができないこととしているので、この制度をやめる考えはございません。

昨年十月に発表した「農産物需給の展望と生産目標の試案」については、昨年下期の国際的需給の逼迫などの動向を踏まえて、農政審議会に、農産物の一部のものについては備蓄制度も考えなければならぬと思っております。

具体的なお尋ねでございますが、木材につきましても、かんがいの面、あるいは農業関連のインフラストラクチャが貧困であるといふような点、さらには、農業経済に機械化が進んでいないといふ点等々がございますので、わが國の経済協力の方針といつしましては、そういう部面、弱体面に

て、相手はインドネシア、マレーシア、カナダ、オーストラリア、ソ連及び米国であります。それ

から牛肉につきましては、開発輸入をやっておりますのはオーストラリアとマダガスカルでござります。もちろん米国からも一部輸入しております。エビにつきましては、開発輸入はインドネシア、メキシコ、グアテマラ、インド、マレーシア、タイ、ナイジニア及びタイが相手であります。トウモロコシは、開発輸入と長期契約をやっています。これ

は日タイ間のメーズ協定というのがござりますが、インドネシア及びタイが相手であります。大豆につきましては、長期契約をやっています。これが

見え書き貿易協定によりまして中国との間にやつております。ソバは、同じように長期

契約をやつしております。カナダ、中国を相手に

してやつておるわけでございます。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕
○國務大臣(大平正芳君) 私に対しましては、アジア農業に対する経済協力についてのお尋ねでございました。

アシア諸国は、御案内のように、おしなべて農業国でございます。農業経済の興廢がその国の命運に決定的な影響を持つておるという事情にあるにもかかわらず、これまでのエカフニの活動が必ずしも農業重点ではなかつたといいうらみがございました。

アシア諸国は、御案内のように、おしなべて農業国でございます。農業経済の興廢がその国の命運に決定的な影響を持つておるという事情にある

にもかかわらず、これまでのエカフニの活動が必ずしも農業重点ではなかつたといいうらみがございました。

アシア諸国は、御案内のように、おしなべて農業国でございます。農業経済の興廢がその国の命運に決定的な影響を持つておるという事情にある

生活環境を綠化し国土を保全するなど、国民生活の基礎をつちから重大な使命をになつております。このような農業の使命にかんがみ、文部省としても、このよきましても、その趣旨をさらに徹底するための改善をはかるなど、今後とも農業の近代化を技術の進歩に伴う農業の近代化の要請にこたえ得る農業後継者の養成をはかつてきただところでございます。本年度から実施されました新しい教育課程におきましても、その趣旨をさらに徹底するための改善をはかるなど、今後とも農業の近代化を推進し得る能力を持ち、広い視野と創造力に富んだ農業後継者の養成につとめてまいりたいと思ひます。特に、昼間のみならず、早朝、夜間における自然の変化に応じて、土に親しみ、生命を育てる教育を行なうことが農業自営者の育成にとっては重要であり、こういう教育を行なうためには、寄宿舎教育がきわめて効果的であると考えます。文部省におきましては、近代的な農業経営を担当するにふさわしい資質と意欲を備えた農業後継者の養成、確保を目的として、寄宿舎と大型の農場を持つ自営者養成農業高等学校の整備拡充につとめ、現在三十四校が整備されていますが、これらた観点から、寄宿舎教育を充実、推進していくため、来年度以降財政援助等を強化する道をさがし求めてまいりたい所存でござります。

また、農業高校を卒業して就農した者が、農業経営のかたわら継続して教育を受け、的確な判断力と高度の経営能力を身につけ得るよう、四十五年度から農業特別専攻科の設置を促進し、現在八学科が設置されておりますが、これにつきましても、さらに拡充強化してまいりたいと考えております。(拍手)

寄宿舎教育がきわめて効果的であると考えます。文部省におきましては、近代的な農業経営を担当するふさわしい資質と意欲を備えた農業後継者の養成、確保を目的として、寄宿舎と大型の農場を持つ自営者養成農業高等学校の整備拡充につとめ、現在三十四校が整備されていますが、こうした観点から、寄宿舎教育を充実、推進していくため、来年度以降財政援助等を強化する道をさがし求めてまいりたい所存でござります。

また、農業高校を卒業して就農した者が、農業経営のかたわら継続して教育を受け、的確な判断力と高度の経営能力を身につけるよう、四十五年度から農業特別専攻科の設置を促進し、現在八学科が設置されておりますが、これにつきましても、さらに拡充強化してまいりたいと考えております。(拍手)

農業基本法が制定されてすでに十三年、政府は、これまで農業人口の減少は、やがて農家戸数の減少を招来し、そこから供給される農用地が専業農家の経営規模に結びつき、高生産性農業が形成され、他産業と均衡した農業所得が実現し、農産物の安定的供給が実現されたと説いてきたのであります。

しかし、現実には白書の示すとおり、農業人口の急激な減少は農家の戸数減や規模拡大に結びつかず、その結果、農業生産性は向上せず、自立経営農家の減少、国内自給率の低下、農業所得の他産業所得との格差の拡大等の姿を示し、特に專業農家ほど所得の伸びが少ないという悲しみむべき現実であります。すなわち、農業基本法に示された方向とは全く逆の方向に日本の農業は進んでいると言わなければなりません。総理はこの現実について、はたしてどのように考へているのか、伺つておきたいと思うのであります。

次に、今年の白書の大きな特徴は、特に最近における世界的な食糧不足の問題であります。

政府は、今日まで経済合理主義に基づき、国際分業論を推進し、農産物の海外依存体制を積極的に推進してきたのであります。その結果、農産物の国内自給率は、大豆はわずか四%、濃厚飼料三七%、小麦粉八%等々、しかも、その大半がアメリカに依存しております。すでに御存じのとおり、そのアメリカが七、八月の大豆輸出を契約の半分に減らすという、まさに一方的な決定をしたのであります。

F A O の警告を待つまでもなく、人口増に対し世界の食糧生産は迫いつかず、世界的な異常気象も加わり、食糧の危機はすでに目前に迫つてしましました。いまこそ、国内農業の生産力の維持、国内自給体制の確立、備蓄政策の導入等、国民の安心できる食糧政策を実施すべきときであることは明らかであります。総理の今後の考え方を聞いておきたい。

言わなければなりません。總理はこの現実について、はたしてどのように考えているのか、伺つておきたいと思うのであります。

次に、今年の白書の大きな特徴は、特に最近における世界的な食糧不足の問題であります。政府は、今日まで経済合理主義に基づき、国際分業論を推進し、農産物の海外依存体制を積極的に推進してきたのであります。その結果、農産物の国内自給率は、大豆はわずか四%、濃厚飼料三七%、小麦粉八%等々、しかも、その大半がアメリカに依存しております。すでに御存じのことおり、そのアメリカが七、八月の大豆輸出を契約の半分に減らすという、まことに一方的な決定をしたのであります。

十六年度七四%で、前年に比べて一%低下してお
り、一方、昨年発表の農林省の「農産物需給の展
望と生産目標の試算」によれば、昭和五十六年に
八〇%を目指しております。しかし、この自給
率は、輸入飼料により生産された卵、肉、牛乳等
は国内生産として計算しております。これら飼料
の自給率を考慮に入れ、カロリーで計算すれば、
自給率は五〇%以下になるといわれております。
また、この八〇%自給率が達成されても、濃厚飼
料の自給率は現在の三七%より二〇%へ、小麦は
九%から八%へ逆に低下する内容であります。こ
のようなままかしの八〇%では、国民は安心する
ことはできません。いまこそ自給率についても再
検討すべきと思うが、農林大臣の考え方を聞きたい
のであります。

以下、農政の基本問題についてお尋ねをしてお
きます。

まず、土地問題についてお尋ねをします。

大企業による優良農地や山林原野の土地の投機
的買収の勢いはさまざまじく、農地は分断さ
れ、全国の耕地面積は、昭和三十七年より昭和四
十七年までの十年間に四十万ヘクタールも減少し
ており、一方、農地の価格の高騰は農業經營の規
模拡大に決定的な打撃を与えております。一方、
農業の生産基盤の整備を推進する構造改善事業、
土地改良事業等は遅々として進んでおりません。

水田については二二%，畑地についてはわずか
七%しか行なわれておらず、しかも、都市部に比
べて地方がおくれているという実態が報告されて
おります。いかに政府が高能率農業を訴え、生産
を高めると言つても、から念仏に終わることは目
に見えております。真に生産性の向上と高能率農
業を推進していくためには、農民の負担をなく
し、全額国庫による基盤整備を強力に推進してい
くべきであると思うが、農林大臣の見解を開きた
い。

また、農地の購入による規模の拡大が困難な
見兄さま、こま、農民が農地を奪へるゝよ

十六年度七四%で、前年に比べて一%低下してお
り、一方、昨年発表の農林省の「農産物需給の展
望と生産目標の試算」によれば、昭和五十六年に
八〇%を目指しております。しかし、この自給
率は、輸入飼料により生産された卵、肉、牛乳等
は国内生産として計算しております。これら飼料
の自給率を考慮に入れ、カロリーで計算すれば、
自給率は五〇%以下になるといわれております。
また、この八〇%自給率が達成されても、過厚飼
料の自給率は現在の三七%より二〇%へ、小麦は
九%から八%へ逆に低下する内容であります。こ
のようなどまかしの八〇%では、国民は安心する
ことはできません。いまこそ自給率についても再
検討すべきと思うが、農林大臣の考え方を聞きたい
のであります。

以下、農政の基本問題についてお尋ねをしてお
きます。

まず、土地問題についてお尋ねをします。

大企業による優良農地や山林原野の土地の投機
的買収の勢いはすさまじく、農地は分断さ
れ、全国の耕地面積は、昭和三十七年より昭和四
十七年までの十年間に四十万ヘクタールも減少し
ており、一方、農地の価格の高騰は農業経営の規
模拡大に決定的な打撃を与えております。一方、
農業の生産基盤の整備を推進する構造改善事業、
土地改良事業等は遅々として進んでおりません。
水田については二一%、畑地についてはわずか
七%しか行なわれておらず、しかも、都市部に比
べて地方がおくれているという実態が報告されて
おります。いかに政府が高能率農業を訴え、生産

く、貸与によってそれが可能となるようになります。これら土地基盤整備等に大量の国家資金を導入しても、それは農業の生産性を高め、農産物の価格の安定となつて、国民に還元されることは明らかであり、この際、思い切つた処置をとるべきであると思うのであります。そういう点におきましても、財政を担当する大蔵大臣の御意見を承っておきたいのであります。

次に、化学肥料、農薬を多量に使う日本農業の転換について質問をしたい。

現在、わが国農業の生産体系は、化学肥料の多投、農薬の多量な散布、多収穫という技術体系の上に成り立っております。これが農薬公害や土壤中の微生物の消滅をもたらし、生態系バランスをこわしております。

一方、かつては農村還元されていた屎尿や家畜のふん尿が、現在は利用されず、海洋投棄されたり、また、屎尿処理場で処理されても、窒素や燐は除去されず、それが海洋へ流入し、赤潮発生の原因となつております。これら屎尿、ふん尿の利用を促進することは、貴重な資源の再利用になり、あわせて海洋汚染の防止、赤潮対策にも通ずるものであります。このような研究を今後とも大いに推進すべきと思うが、農林大臣及び環境保全の立場から環境庁長官の考え方を聞いておきたいの

次に、農産物価格安定であります。

農産物の国内自給率を高め、生産性向上のために必要なことは、農民の意欲を燃やせる農政であることが肝要であります。暴騰、暴落を繰り返す野菜価格、全く生産費を償えない低い補償価格の現状では、農民の意欲を減退するばかりであります。大豆の価格も、六十キログラム当たり五千八百円で、十アール当たりの収入においては米の五

く、貸与によつてそれが可能となるようになります。これら土地基盤整備等に大量の国家資金を導入しても、それは農業の生産性を高め、農産物の価格の安定となつて、国民に還元されることは明らかであり、この際、思い切つた処置をとるべきであると思うのであります。そういう点におきまして、財政を担当する大蔵大臣の御意見を承つておきたいのであります。

次に、化学肥料、農薬を多量に使う日本農業の転換について質問をしたい。

現在、わが国農業の生産体系は、化学肥料の多投、農薬の多量な散布、多収穫という技術体系の上に成り立つております。これが農薬公害や土壤中の微生物の消滅をもたらし、生態系バランスをこわしております。

一方、かつては農村還元されていた屎尿や家畜のふん尿が、現在は利用されず、海洋投棄されたり、また、屎尿処理場で処理されても、窒素や燐は除去されず、それが海洋へ流入し、赤潮発生の原因となつております。これら屎尿、ふん尿の利用を促進することは、貴重な資源の再利用になり、あわせて海洋汚染の防止、赤潮対策にも通ずるものであります。このような研究を今後とも大いに推進すべきと思うが、農林大臣及び環境保全の立場から環境庁長官の考え方を聞いておきたいのあります。

次に、農産物価格安定であります。

供給不足で暴騰を繰り返してきております。計画生産、計画出荷の必要性が叫ばながら、今日まで政府は放置してきたのであります。いまこそ、コンピューターによつて需要を調査算計し、その需要の予測によつて生産計画を立て、その生産計画によつて生産された農産物は、生産費に見合う補償価格で買ひ上げる体制をつくることこそ時代の急務であります。農産物の自給率、生産性を高めるため、この際思い切つた処置をとるべきであると思ひますが、農林大臣の見解を承ります。

最後に、米価の問題についてお尋ねいたします。日銀の発表によりますと、五月の卸売り物価は総平均指数一一・二と前年同月に比べ一一・三%上昇し、昨年二月以来十六ヵ月間連騰の新記録を示しました。いまこそ消費者物価の値上がりの抑制が望まれてゐる今日の情勢から判断して、消費者米価を据え置くとの政府の方針は当然と思います。一方、生産者米価については、最近の急激な物価上昇の中で逆に農業所得が減少してゐる現在、食管赤字を理由に生産者米価を抑え、米作農民のみしわ寄せを負担させることは全く道理に合わないことは明らかであります。政府は、この際、かなりの幅で引き上げざるを得ない状況にきていると思いますが、こうした情勢から、米審議会前に置いていかなる方針を持つておるのか、總理大臣に重ねてお聞きをし、私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣田中角栄君登壇、拍手

第一は、農業基本法の目さす方向と現実との食い違ひ等について御発言でございますが、農業基

今まで、近々、気象は、考えます。それで、ええと、ますます、食産性り、ろんて、ますため、入先書問

と生活水準の向上を果たしたいと考えてましたたわけでございます。しかし、経済の成長がかつたために、必ずしも需要に十分に対応で農業と他産業との生産性の格差の拡大、兼の進展等の現象があらわれてきたこともまた擴のとおりでございます。わが國農業をめぐる外の諸情勢はますますきびしいものとなつてますが、農業基本法の基本的方向は変わっていふと考えるのであります。今後とも、わが国を近代的農業として確立し、国民食糧を安定効率的に供給するため、農業の生産、構造、流通等の各般にわたる施策を一そろ強化しりたいと考えます。

後の食糧需給はどう見直しし、また、いかにするかといふ意味の御発言でございますが、最における世界の食糧需給の逼迫は、昨年の異常による生産不振等による面が多いものと思わぬこのよくな状況が長期的に継続するかどうか今後の成り行きを慎重に見守る必要があるとしておるのであります。また、農産物の国際需・各国の農業政策等にも大きく影響されます。これら諸情勢の変化を的確に把握いたとともに、その動向を見きわめつつ対処して必要があると思います。

糧政策の基本は、国内生産が可能なものは生を高めながら極力国内でまかなうべきである安易に外国に依存すべきではないことはもちろん、大豆等輸入に依存せざるを得ない農産物ましましては、その輸入の安定的確保をはかるべき長期輸入契約の締結、開拓輸入の促進、輸の多様化、多角化等を進めますとともに、備蓄につきましても、今後の国際需給の動向を考慮して

農林省が作成と生産目標の国の農産物需給、農政審議会でござります。生産者米価をましたとおりに検討しもりでございまして、残余につきまつたします。(培)〔国務大臣(煙草)〕この御批判でござる野菜、果実、のものは、は保しておるわがおきましてても、物につきまして、給率を確保しますが、は、これは生でまかならうのまた、ただいま園芸作物、烟振興と稻作転成をはかると新土地改良良の計画的整備のほか、構造改革的な推進等に予算措置等にと思います。

につきましては、先ほども申し上げたとおり、消費者米価とは別に、諸般の事情をいたしました「農産物需給の展望試案」を基礎といたしまして、わが給の長期的見通しを作成するよう、審議会の議に付して決定をするつます。

ましては、農林大臣からお答えをいさぎでござります。十年後の見通しに、ただいま申し上げました主要農産物では、完全自給ないし八割以上の自給率を確保できることになりました。現に米は完全自給、鶏卵、肉類、牛乳、乳製品、これらはほぼ自給ないし八割以上の自給率を確保できることになります。十年後の見通しに、ただいま申し上げた目標達成のために、作物等需要の増大する農産物の生産性を高めながら、できるだけ国内は当然であると思うのであります。といたしたいと思います。また、期計画によりまして、農業生産基盤を進めることとしておりますが、この換の定着を進めて、農業生産の再編成と、生産、流通、価格等の施策の総合とめ、実施可能なものから各年度のときまして具体化をしてまいりたい

化、団地化等による農業構造改善施策と相まって、農業機械化に対応できる圃場条件の総合的整備等を積極的に推進してまいる考え方でござります。これに必要とする投資額としては、補助、融資等合わせて十三兆円を計画しております。

なお、土地改良事業は、農業者の自発的申請とその負担を基本とするものでありますので、全額国庫補助といるのはいかがかと思つておりますが、事業の性格、規模等に応じて、これまでも国庫補助等の措置を講じてきており、昭和四十八年度においても採択基準の緩和、農林漁業金融公庫による融資条件の改善等を行なつて、農家の負担を軽減するようにつとめてまいりつておるわけであります。

農地保有合理化法人についての御意見がございましたが、これが強化のためには、昭和四十八年度に、土地購入及び小作料前払いに要する資金の貸し付け、業務費の補助、無利子土地買い入れ資金の貸し付け、業務運営の体制強化のための出資の助成、これらの国の費用が大体四十七億円程度に上がつておるわけでございまますが、今後とも助成措置を強化してまいりたいと思います。

それから農業のあり方についての御意見がございましたが、農業は本来、自然の生態系の重要な一環として、その役割りと機能を果たすべきは言うまでもないと思います。最近の化学肥料、農薬の偏重、堆肥等の有機物の不足等による地力の低下は、農業再生産の円滑な遂行にとって無視できない問題でござります。この点は御意見と私は同感でございますが、このような事態に対応して、今後とも堆肥の共同生産と施用、耕種と畜産の有機的な結びつきによる家畜排せつ物の土地還元、希わらのすき込み、合理的な化学肥料の施用等を通じ、自然の物質循環に順応した地力の維持等

昭和四十八年七月四日 參議院会議録第二十五号

昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度農業施策に見守りながら検討してまいらねばならぬものと考
見守りながら検討してまいらねばならぬものと考

六四八

土地基盤の整備は、高能率農業を展開するための基礎条件をなすことは言うまでもございません。先般五月一日に、四十八年度を初年度とする新たな土地改良長期計画を策定いたし、営農の協業化、団地化等による農業構造改善施策と相まって、農業機械化に対応できる圃場条件の総合的整備等を積極的に推進してまいる考え方でございます。これに必要とする投資額としては、補助、融資等合わせて十三兆円を計画しております。

なお、土地改良事業は、農業者の自発的申請とその負担を基本とするものでありますので、全額国庫補助といふのはいかがかと思つておりますが、事業の性格、規模等に応じて、これまでも国庫補助等の措置を講じてきており、昭和四十八年度においても採択基準の緩和、農林漁業金融公庫による融資条件の改善等を行なつて、農家の負担を軽減するようにつとめてまいりつておるわけであります。

農地保有合理化法人についての御意見がございましたが、これが強化のためには、昭和四十八年度に、土地購入及び小作料前払いに要する資金の利子、業務費の補助、無利子土地買い入れ資金の貸し付け、業務運営の体制強化のための出資の助成、これらの国の費用が大体四十七億円程度に上がつておるわけでございますが、今後とも助成措置を強化してまいりたいと思います。

それから農業のあり方についての御意見がございましたが、農業は本来、自然の生態系の重要な一環として、その役割りと機能を果たすべきは言うまでもないと思います。最近の化学肥料、農薬の偏重、堆肥等の有機物の不足等による地力の低下は、農業再生産の円滑な遂行にとって無視できない問題でございます。この点は御意見と私は同感でございますが、このような事態に対応して、今後とも堆肥の共同生産と施用、耕種と畜産の有機的な結びつきによる家畜排せつ物の土地還元、稻わらのすき込み、合理的な化学肥料の施用等を通じ、自然の物質循環に順応した地力の維

開発庁とでもいうものにしたらよい。こう述べた総理の真意について、文書で回答をいただけます。そういうとりなしをしてもらいたいと思います。

○国務大臣(二階堂進君) そのように取り計らいたいと思います。
そして「総理から直接答弁があつてもいいと思いませんけれども」と官房長官は付言しているほどです。

総理は、こうしたやりとりが行なわれた事実をまず知っていますか。知っているとするならば、なぜ私に対し総理みずから文書による回答を今までよこさないのか。それはあまりに参議院予算委員会の一般質問審議を無視したことになりますが、このことについて明確な答弁をいただきたい。その上で、「自治省をどうするか、自治らんなんとやかましいことをいわす、旧内務省的な地方開発庁とでもいうものにしたらどうか」という総理のさきの発言の真意について、明確な答弁をいただきたいと思います。

次に今回の地方自治法の改正案であります。二つの柱からなっております。その一つの柱は、区長公選制の復活であり、もう一つの柱は、從来からの一部事務組合が同種の事務についてのみ許容されていたものを、異種の事務についても地方公共団体が組合を結成することができるようになります。すなわち前回の法律でいわれた市町村連合に道を開こうとするものであります。

政府は、何か国民のためになる法律案を出すと、必ずと言つてもよいほど何か別のものを抱き合わせにする。これは政府の常套手段ですので別に驚きませんが、第一の柱はあまりに巨大化した首都東京を分割しようとする案であり、もう一つの柱が市町村を広域団体にしていこうという案であります。こうした全く相反する性格のものを一つの法律に盛り込むというのは、それにしてもあまりにも不謹慎な話ではありませんか。

総理、御存じのとおり、この法律の市町村連合

の部分は、われわれの反対によつて六十五国会から六十八国会における論議を通じて廃案になつたのであります。これに、都民あげての要望である区長公選制復活を抱き合わせにしたということです。

は、政府にはもともと区長公選制復活させる気など全くなかつたと言つてもしかたがありません。やる気のないものを別のものと一緒に法案に盛り込み、いかにもやる気があるよう見せかけるのはトリックであります。区長公選制復活にこのようなトリックを用いたこと、これほど都民をばかにした話はありません。あなたがたの東京ふるさと計画も、従つてそういうものではないのですか。なぜ、私たちの主張のように、区長公選制と市町村連合とを分離し、眞の都民の要望にこたえようとしないのか。総理の明確な答弁を要求いたします。

自治大臣にお尋ねをいたします。

自治大臣御存じのように、今回の法改正には地方自治法第三編第三章「地方公共団体の組合」、この章の重大な変更を伴つております。この「地方公共団体の組合」の章は、旧市制町村制の「町村組合」からほとんどそのままその条項を引き継いでおります。旧市制町村制において、「町村組合」は、どのようにその位置づけを与えていたか。

明治二十一年制定の町村制第百十六條には次のようになります。「法律上ノ義務ヲ負擔スルニ堪フ可キ資力ヲ有セサル町村ニシテ他ノ町村ト合併スルノ協議整ハス又ハ其事情ニ依リ合併ヲ不便ト爲ストキハ郡參會ノ議決ヲ以テ數町村ノ組合ヲ設ケシムルコトヲ得」。

ここに簡潔に、町村組合、ひいては一部事務組合、全部事務組合、役場事務組合設置の根拠が明らかにされております。すなわち法律上の義務

設けられたのであります。

現行地方自治法第三編第三章は、この旧市制町

村制以来の条項をほとんどそのまま引き継いでおられます。それは、自治省が戦後一部事務組合といふものをどのように運用してきたかは別に、まさ

り、歴代の総理と私たちとの間に見解の相違はありませんでした。にもかかわらず、なぜにこのよ

うものをどのように運用してきたかは別に、まさ

り、歴代の総理と私たちとの間に見解の相違はありませんでした。にもかかわらず、なぜにこのよ

て、関係閣僚協議会をつくるとも約束されましたが、福田行政管理庁長官も、自治大臣の言わされたこの四十九年度中廃止、そのため関係閣僚協議会をつくること、この二つを確約をされますか。

田中総理、この地方事務官制の廃止に関する限り、政黨政治家としては情けない話ではありますか。あなたはその著「日本列島改造論」で、中枢管

理機能を純化するという観点に立つて、「行政機関についても地方自治体に許認可権を大幅に移譲することによって機能を簡素化するのが好ましい」と述べられております。これがあなたの真意であ

るならば、せめて地方事務官制の廃止くらいは、あなたの勇氣と決断ある手で推進したらどうですか。あなたらしい率直な答弁を期待して降壇いたしました。(拍手)

○國務大臣(田中角栄君) 和田静夫君にお答えいたしました。

和田君と二階堂官房長官との質疑の状態につきましては、いま詳細に理解をいたしておりませんので、早急に取り調べて措置をとりたいと考えます。

それから地方自治の制度を育成強化してまいりたいという考え方には、従来より私の一貫しておるものでござります。

それから自治省の改組につきましては全く考えておりません。従来から議論のございました内務省や内政省等の考え方には、自治省が設置されるまでの過程においていろいろ議論をせられたものでござりますし、また、学問的なものとして論じられたものであり、かりに改組が考えられたとして

も、地方自治の精神が守られなければならないことは言ふを得ない、こうしたことでございます。

それから区長公選制の復活と市町村連合を一つ

の法律に盛り込んだのはなぜかということをござりますが、今回の地方自治法の一部改正案は、地方制度調査会の答申を受け、それに沿つたものでございます。政府が法案を国会に提出する場合、すでに成案を得てあるものは、これを一つにまとめて国会に提出し、その審議を仰ぐのがきわめて自然であると考えておるのでございます。

市町村連合は、地方自治の理念と遊離した道州制への道を開こうとするものではないかといふよう御議論でございますが、いわゆる市町村連合は、市町村の事務の共同処理に関する制度について、市町村の運営の実態に即し、必要な改善を加えようとするものでございます。

私の「日本列島改造論」の中での記述は、地方自治制度についていろいろの議論があることを踏まえて私見を率直に述べたものでございまして、今回改訂によつて、市町村合併や道州制の実現を意図しておると見るのは当たらないことでござります。

地方事務官制度につきましての御質問がございましたが、地方事務官制度につきましては、行政改革の一環といたしまして、廃止のための検討を続けてまいりましたが、この問題は、各省の地方行政機構のあり方や、そこに勤務している職員の身分に関連するだけに、現在までのところ廃止のための成案が得られていないことは、御承知のとおりでございます。しかし、本制度は暫定的な制度でもありますので、その廃止については各方面の意向を十分考慮して、できるだけ早い機会に結論が得られるよう、関係省庁間で十分協議していきたいと考えておるのでござります。

残余の質問については関係大臣からお答えいたしました。(拍手)

〔國務大臣江崎眞澄君登壇、拍手〕

○國務大臣(江崎眞澄君) お答えを申し上げます。

特別区の区長の選任について公選制を採用す

る、事務を移譲する、これと一部事務組合制度を改正して広域行政を効果的に推進する、これは一緒に自治権の拡充と自治の内容を充実させようと二つが成案を得て、同じ自治法の改正案という形で出されることは何ら矛盾するものではないというふうに私どもは考えております。これは從来の国会の慣例によりまして、他の法律案にしばしば見られるところとは、和田さんも十分御承知のことだと思います。

今回の一部事務組合に関する地方自治法の改正なるものは、広域市町村圏に名をかりて、いわゆる新たな町村合併や道州制を考えるものではないか——道州制や新たな町村合併であるならば、堂々とそういう方向を、新たな法案として御提示することになりましょう。これはあくまで、モータリゼーションが生活の中にに入ってまいりまして、時間的、距離的にも隣の市町村の間が非常に狭くなりました。したがつてニュータウン構想あるいは研究学園都市、その他実際に道路であるとか病院であるとか、あるいはじんあいの処理、屎尿処理、こういった施設を有効適切にそれぞれの市町村が利用できるようにしよう、これも住民の期待にこたえたもので、背後に何ら別な構想があるものではございません。

なお、地方事務官制度についての御質問でございますが、これは私もしばしば地方行政委員会等でお答え申し上げてまいりましたように、もともと暫定措置であります。しかも、関係各省の大 臣の間ですみやかに結論を得よう、そして、地方事務官は地方公務員に移譲しよう、こういう合意を得てきているのであります。それぞれの省の事情によりまして遅延をいたしております。したがいまして、先ごろも私ども自治省としては、四十九年度内には必ずめどをつけて結論を得るようなどい通達を出したところであります。以後、福田行管長官を中心としたしまして関係各省が相寄つて、じんせん時を過ごすことなく、

結論を得るようにしてまいりたいと考えております。(拍手)

〔國務大臣江崎眞澄君登壇、拍手〕

○國務大臣(江崎眞澄君) お答えを申し上げます。

昭和四十八年六月十九日 参議院議長 河野 謙三郎 衆議院議長 前尾繁三郎

○國務大臣(福田赳夫君) 地方事務官制度を廃止すべしといふ和田議員の御所見、私も全く心情的には一緒でございます。ただ、権限の分解の問題等、ややつとしい問題がありまして、今日なお実現するに至つておりませんけれども、ただいま自治大臣からお話をありましたような方向を踏まえまして、鋭意努力したい。

また、御提案がありました閣僚協議を設置すべしという問題につきましては、閣僚協議をこのために設置するまであります。必要に応じ、随時会同いたしましてこの問題の早急処理に当たりたい、かような考え方でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて質疑は終了いたしました。

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求める件

○議長(河野謙三君) 日程第二 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求める件

○議長(河野謙三君) 日程第三 職業用具の一時輸入に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求める件

○議長(河野謙三君) 日程第四 展覧会、見本市、会議その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約の締結について承認を求める件

（いずれも衆議院送付）

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長平島敏夫君。

〔審査報告書は都合により 第二十八号末尾に掲載〕

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月十九日 参議院議長 河野 謙三郎 衆議院議長 前尾繁三郎

○議長(河野謙三君) 通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求める件

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求める件

この条約の署名国は、

関税協力理事会及び国税及び貿易に関する一般協定(GATT)の締約国団の主催の下に、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)の協力を得て会合し、

物品の一時免税輸入に関する手続を容易にするため国際貿易その他関係各界の代表者が行なつた提案を考慮し、

物品の一時免税輸入のため共通の手続を採用することとは、国際的な商業活動及び文化活動に著しい利益を与えることとなり、また、締約国の国税制度の一層高度の調和及び統一を確保することとなると確信して、

次のとおり協定した。

第一章 定義及び承認

じられたことをそのATAカルネに証明したと
きに限る。

第九条

前条の規定を適用した場合において、税関当
局は、調整手数料を徴収する権利を有する。

第六章 雜則

第十一条

この条約に定める条件に従つて使用されるATA
カルネに税関当局が記入する証明であつて、税
關事務所又はその支所において通常の執務時間中
に作成されるものについては、税關手数料の納付
を要しない。

第十二条

物品が一の締約国の領域内にある間にその物品
に係るATAカルネが著しく損傷し、消失し又は
盗まれた場合において、発給団体の申請があつた
ときは、当該締約国の税關当局は、その税關当局
の定める条件に従つて、そのカルネの有効期間の
満了の日に有効期間が満了する再発給カルネの効
力を認める。

1 時輸入された物品が差押え（私人の訴えに基
づくものを除く）を受けていたために再輸出
することができない場合には、その差押えの期
間中は、再輸出の義務は、履行することを要し
ない。

2 ATAカルネによる輸入が行なわれた物品が
税關当局により又は税關当局のために差し押え
られた場合には、その税關当局は、できる限
り、その差押えについてそのカルネを保証する
保証団体に通告するものとし、また、ところど
うする措置についてその保証団体に通報する。

ATAカルネの用紙又はその一部であつて、こ
れらが輸入される国において発給されるため外
国の提携団体、国際団体又は締約国の税關当局から
発給団体に送付されるものについては、輸入税が
免除され、いかなる輸入禁止又は輸入制限も免
除される。これに対応する便益は、輸出の際にも
供与される。

除される。これに対応する便益は、輸出の際にも
供与される。

第十四条

この条約の適用上、関税同盟又は經濟同盟を構
成する二以上の締約国の領域は、单一の領域とみ
なすことができる。

第十五条

偽り、違反又は濫用が行なわれた場合には、締
約国は、この条約の規定にかかるらず、ATAカル
ネを使用する者に対し、納付すべき輸入税その
他の金額を徴収するための手続及びその者をそ
服すべき刑罰に処するための手続をとることがで
きる。この場合において、発給団体及び保証団体
は、税關当局に援助を提供するものとする。

第十六条

この条約の附屬書は、この条約の不可分の一部
とする。

第十七条

この条約は、与えられるべき最小限度の便益を
定めるものであり、締約国が一方的に又は二国間
若しくは多国間の協定に基づいて、現在与えて
おり又は将来与えることがある一層広い範囲の便
益の供与を妨げるものではない。

第七章 最終規定

第十八条

1 締約国は、この条約の運用を検討するため、
特に、この条約の解釈及び適用の統一を確保す
るための措置を検討するため、必要に応じて会
合する。

2 1の会合は、いずれかの締約国の要請に基づ
いて理事会の事務総局長が招集する。その会合
は、締約国が別段の決定を行なう場合を除くほ
か、理事会の本部で開催する。

3 締約国は、会合に関する手続規則を定める。

4 締約国は、過半数の締約国が出席しない限
り、いかなる事項についても決定を行なつては
批准されなければならない。

1 に規定する機関の構成国又は加盟国の中
の一つ

ならない。

第十九条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の
紛争は、できる限り当該締約国間の交渉によつ
て解決する。

2 交渉によつて解決されない紛争は、紛争当事
国が、前条の規定に従つて会合する締約国に付
託するものとし、会合する締約国は、その紛争
を審議し、かつ、解決のための勧告を行なう。

3 紛争当事国は、あらかじめ、締約国の2の勧
告を拘束力を有するものとして受諾することを
合意することができる。

第二十条

1 理事会の構成国並びに国際連合及びその専門
機関の加盟国は、次のいずれかの方法により、
この条約の締約国となることができる。

(a) 批准を条件としないで署名すること。
(b) 批准を条件として署名し、その後に批准書
を寄託すること。

(c) 加入すること。

第二十二条

1 この条約は、無期限に効力を有する。ただ
し、いずれの締約国も、前条の規定に基づくこ
の条約の効力発生の日の後はいつでも、この条
約を廃棄することができる。

2 廃棄は、文書による通告を理事会の事務総局
長に寄託することによって行なう。

3 廃棄は、理事会の事務総局長が廃棄の通告書
を受領した後六箇月で効力を生ずる。

それでも国で、締約国の要請により理事会の
事務総局長がこの条約への加入を招請するもの
は、この条約の効力発生の後にこの条約に加入
することにより、この条約の締約国となること
ができる。

5 批准書又は加入書は、理事会の事務総局長に
寄託する。

第二十三条

1 この条約は、前条1に規定する國のうち五
國が批准を条件としないで署名し又は批准書若
しくは加入書を寄託した後三箇月で効力を生ず
る。

2 この条約は、五の國が批准を条件としないで
この条約に署名し又は批准書若しくは加入書を
寄託した後に、批准を条件としないで署名し又
は批准し若しくは加入する国については、その
國が批准を条件としないで署名し又は批准書若
しくは加入書を寄託した後三箇月で効力を生ず
る。

3 この条約は、1(b)に規定する場合において
は、署名国により、その憲法上の手続に従つて
は、この条約は、それらの國の加入のため開放
しておへ。

4 1に規定する機関の構成国又は加盟国の中
の一つ

の条約の三分の二以上の多數によつて行なう。

又は次条(2)(b)若しくは第二十五条(2)の規定に基づいて通告を行なう場合には、その廢棄又は通告の効力発生の日前に発給されたATAカルネは、引き続き効力を有するものとし、保証団体によるその保証の効力は、失われない。

第二十三条

1 この条約の署名、批准若しくはこれへの加入の際に又はその後、第三条(2)及び3の規定に従つてATAカルネを認めることを決定した国は、その旨を、カルネを認めることを約束する場合を明示し及びその承認が効力を生ずる日を定めて、理事会の事務総局長に通告する。

2 次の事項についても、同様の通告を理事会の事務総局長に見て行なうことができる。

(a) 従前の通告の範囲の拡大

(b) 前条(4)の規定に従うことの条件として、従前の通告の範囲の縮小又は従前の通告の取消し

1 締約国は、第十八条の規定に従つて行なわれる会合において、この条約の改正を勧告することができる。

2 勧告されたこの条約の改正は、理事会の事務総局長が、すべての締約国、他のすべての署名国及び加入国、国際連合事務総長、関税及び貿易に関する一般協定の締約国並びに国際連合教育科学文化機関に対する、次の事項を通告する。この条約は、それが当該国について効力を生ずる前は、この通告に係る領域について適用されることはない。

3 教育科学文化機関に送付する。
締約国は、勧告された改正が送付された日の後六箇月以内に次のことを理事会の事務総局長

に通告することができる。

(a) 勧告された改正に対し異議があること。

(b) 勧告された改正を受諾する意思を有する

が、その受諾に必要な条件が自國においてま

だ満たされていないこと。

4 3(b)に定めるところに従い理事会の事務総局長に通告を行なつた締約国は、勧告された改正の受諾を事務総局長に通告していない限り、3

に定める六箇月の期間の満了後九箇月の期間内にその改正に対し異議を申し立てることができる。

5 勧告された改正に対する異議が3又は4の規定に従つて申し立てられた場合には、その改正は、受諾されなかつたものとされ、かつ、いかなる効力を有しない。

6 勧告された改正に対するいかなる異議も3又

は4の規定に従つて申し立てられなかつた場合には、その改正は、次に定める日から受諾されたものとされる。

(a) いづれの締約国も3(b)の規定に従つて通告を行なわなかつたときは、3に定める六箇月の期間の満了の日

(b) いづれかの締約国が3(b)の規定に従つて通告を行なつたときは、次の二の日のうちのいずれか早い日

(i) 当該通告を行なつたすべての締約国が理

事会の事務総局長に對し勧告された改正の受諾を通告した日。ただし、すべての受諾が

3に定める六箇月の期間の満了前に通告さ

れた場合には、その六箇月の期間の満了の日とする。

日本とする。

5(i) 4に定める九箇月の期間の満了の日

6 受諾されたものとされた改正は、受諾されたものとされた日の後六箇月で効力を生ずる。

7 受諾されたものとされた改正は、受諾されたものとされた日の後六箇月で効力を生ずる。

8 理事会の事務総局長は、すべての締約国に対し、勧告された改正に対する3(a)の規定による異議の申立て及び3(b)の規定によつて受領した通告をできる限りすみやかに通報する。理事会の事務総局長は、その後、3(b)の規定による通告を行なつた締約国が勧告された改正に対し異議を申し立てたこと又はこれを受諾したことをする締約国に通報する。

9 この条約を批准し又はこれに加入する国は、批准書又は加入書の寄託の日に効力を生じていたこの条約のいづれの改正をも受諾したものとみなす。

10 この条約を批准し又はこれに加入する国は、批准書又は加入書の寄託の日に効力を生じていたこの条約のいづれの改正をも受諾したものとみなす。

11 この条約に対するいかなる留保も許されない。

12 この条約に対するいかなる留保も許されない。

13 この条約に対するいかなる留保も許されない。

14 この条約に対するいかなる留保も許されない。

15 この条約に対するいかなる留保も許されない。

16 この条約に対するいかなる留保も許されない。

17 この条約に対するいかなる留保も許されない。

18 この条約に対するいかなる留保も許されない。

19 この条約に対するいかなる留保も許されない。

20 この条約に対するいかなる留保も許されない。

21 この条約に対するいかなる留保も許されない。

22 この条約に対するいかなる留保も許されない。

23 この条約に対するいかなる留保も許されない。

24 この条約に対するいかなる留保も許されない。

25 この条約に対するいかなる留保も許されない。

26 この条約に対するいかなる留保も許されない。

27 この条約に対するいかなる留保も許されない。

28 この条約に対するいかなる留保も許されない。

29 この条約に対するいかなる留保も許されない。

30 この条約に対するいかなる留保も許されない。

31 この条約に対するいかなる留保も許されない。

32 この条約に対するいかなる留保も許されない。

33 この条約に対するいかなる留保も許されない。

1 いづれの国も、この条約の署名、批准又はこの加入の際に、郵便物につきこの条約に基づくATAカルネを認めないことを宣言することができるものとし、また、この条約の締約国とならつた後は、理事会の事務総局長にその旨を通告することができる。その通告は、事務総局長が受領した後九十日目の日に効力を生ずる。

2 いづれの国も、この条約の適用を終止する旨を理事会の事務総局長に通告することができる。

第二十六条

3 この条約に基づき自國が国際関係について責任を有するいづれかの領域につきこの条約を適用する官を理事会の事務総局長に通告した国

4 この条約は、国際連合憲章第百二条の規定に従い、理事会の事務総局長の要請により国際連合事務局に登録される。

(号) 報外(号)

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

一千九百六十一年十一月六日ニブラッセルや、ひんじく正文である英語及びフランス語により原本一通を作成した。その原本は、理事会の事務総局長に寄託するものとし、事務総局長は、その証記體本を第一十一条に規定するすべての国に送付する。

ドイツ連邦共和国のために

オーストリア共和国のために

オーストリアのため

マルギーのため

デンマークのため

スペインのため

フィンランドのため

フランスのために

ギリシャのため

ハイチのため

インドネシアのため

イランのため

アイルランドのため

イスラエルのため

イタリアのために

レバノンのために

ルクセンブルクのために

ノールウェーのために

パキスタンのために

オランダ王国のために

ボルトガルのために

アラブ連合共和国のために

グヌーム・トライテン及び北朝アイルラン連合王国のために

王國のために

スチーナー・トリーンのため

スチーナーのため

スウェーデンのために

スィベニアのため

トルコのため

ヨーローブラザニアのため

スチーナーのため

附屬書 ATAカルネの様式

ATAカルネは、英語又はフランス語や日語かぬものとし、これに加えて他の言語でも印刷するものである。

ATAカルネの寸法は縦三百九十六ミリメートル、横一百十七ミリメートル、記書の寸法は縦二百九十七ミリメートル、横二百十九ミリメートルである。

輸送の表面

(発給団体)

国際保証組織.....

ATAカルネ(一時輸入のための通関手帳) A.T.A.カルネの番号

物品の一時輸入のための通關手帳に附する通關條約 (カルネに記入する前に、裏表紙の裏面の注意書きを読んで下さい。)

カルネの有効期限
発給団体
名義人(*)
使用者(*)
物品の用途

このカルネは、次の団体の保証に基づき、次の国において使用することができる。

このカルネの名義人及び使用者は、仕出国及び輸入国の法令を遵守する責任を負う。

発給地..... 発給日.....

(名義人の署名)..... (発給団体の権限のある職員の署名)

税關當局による証明

1 総合物品表の次の品目番号について7欄に記載するとおり、識別記号が施された。

2 物品は、検査された。(*)

3 整理番号(*)

(税關)..... (場所)..... (日付)..... (署名及びスタンプ) ○

(*) 不要な語は消すこと。

輸送の裏面

総合物品表の次の品目番号について7欄又は8欄に記載するとおり、識別記号が施された。

(税關)..... (場所)..... (日付)..... (署名及びスタンプ) ○

総合物品表の次の品目番号について7欄又は8欄に記載するとおり、識別記号が施された。

(税關)..... (場所)..... (日付)..... (署名及びスタンプ) ○

昭和四十八年七月四日 参議院会議録第二十五号 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約)の締結について承認を求める件外二件

六五六

國際保證組織

総合物品表～33種用紙番号

ATA 力の蓄勢

(発給団体の権限のある職員の署名)

(名義人の署名)

(*) カルネが発給される国における商業的価額
(**) カルネが発給される国と異なる場合

(*) カルネが発給される国における商業的価額
(**) カルネが発給される国と異なる場合

昭和四十八年七月四日 参議院会議録第一二五号 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約)の締結について承認を求めるの件外二件

六五八

(*) カルネが発給される国における商業的価額
(**) カルネが発給される国と異なる場合

- (*) カルネが発給される国における商業的価額
- (**) カルネが発給される国と異なる場合

ATAカルネの番号
再輸入控え 番号
このカルネの輸出証書 番号

により一時輸出された物品で、総合物品の品目番号は、
の如くは、西鉄1-マセ。

2 その他の事項(*)

(税表) (勘定) (目次) (署名及びスタンプ)
(*) 不要な部は消すこと。

ATAカルネの番号
再輸入証書の有効期限
カルネの番号

發給團體
名義人

(B) 重輸入申告
使用者(“”)

..... (***)
..... (***)

(a) 裏面の物品表に記載されている物品で、総合物品表の品目番号から正当に権限を与えられ、(*)

の物品が、このカルネの輸出証書 番号

(b) (a)の物品についての再輸入免税を申請します。
(c) 重宝の物品中の委嘱

の物品を除くほか、(*)/の物品は、外国においていかなる加工も施されていないことを申告します。

2 再輸入できない物品に関する事項(*)

(a) その事項の明細
① 包装(箇数、種類、記号その他)(*)

(中行) (音石)

1 (B)の申告の1に係る物品は、再輸入された。
2 その他の事項(*),

この証書は、○號へ送付する。(*)

(*) 不要な蓋は消すこと。
(**) 氏名又は名前及び住所(活字体で)

(d) 税額記入欄

(外) 報 加

品目番号	品名及び若しあれば番号	個数	重量等量	価額(*)	原産国(**)	税関記入欄	
1	2	3	4	5	6	7	8
.....
2 再輸出／税關への提示(*)のための最終日
3 整理番号(*)
4 その他の事項(*)
(税關).....	(場所).....	(日付).....	(署名及びスタンプ).....	○
(*) 不要な語は消すこと。
輸入証書番号
(A) カルネの有効期限
発給団体
名義人
使用者(*)
(B) 一時輸入申告
1 私
から正当に権限を与えられ、(*)
(a) 輸入国の法令に定める条件に従い、裏面の物品表に記載されている物品で、総合物品表の品目番号
(b) (d)の物品を一時輸入する目的は、の物品を一時輸入することを申告します。
(c) において、であることを申告します。
(e) 輸入国の法令を遵守すること／及び税關が定める期間内に(a)の物品を再輸出すること(*)を約束します。
(d) この証書に記入されている事項が眞実かつ完全なものであることを申告します。
2 次の事項の明細
(a) 包装(個数、種類、記号その他) (*)
(b) 輸送手段(*)
(C) 輸入通關
1 (B)の申告に係る物品は、一時輸入された。
2 再輸出／税關への提示(*)のための最終日
3 整理番号(*)
4 その他の事項(*)
(税關).....	(場所).....	(日付).....	(署名及びスタンプ).....	○
(*) 不要な語は消すこと。
(D) 税關記入欄

(*) カルネが発給される国における商業的価額
(**) カルネが発給される国と異なる場合

(*) 不要な語は消すこと。
(**) 氏名又は名称及び住所(活字体で)
(D) 税關記入欄

再輸出控え番号.....
このカルネの輸入証書番号.....

ATAカルネの番号

2 提示されたが再輸出されなかつた物品について、ト、わらわ装置(※)の物品は、再輸出された。(※)により一時輸入された物品で、総合物語表の品目番号

3 提示されず、かつ、その後も再輸出の予定のない物品についてとられた措置(*)

4 異星語彙 (*)

(結果) (場所) (旨付) (署名及びスタンプ)
(* 不要な箇所は消すごとく) ○

再輸出証書番号..... A ATAカルネの番号

免給國體
名義人

(B) 再輸出申告 使用者(*).....

（**）（**）（**）
から正当に権限を有す。」（*）

裏面の物品表に記載されており、総合物品表の品目番号が

2 ある一時輸入、このカルネの再輸出する権利を申告します。(*) 提示されるが再輸出の予定のない物品に付ける事項(*)

3 提示されず、かつ、その後も再輸出の予定のない物品に関する事項(*)
4 私はこの由先生の書類にて、お手元に持参いたしました。

5 次の事項の明細

(a) 包装(梱包、簡類、記号その他の(*))
(b) 輸送手段(*)

(場所) (日付) (署名)
車輪出港國

1 (B)の申告の1に係る物品は、再輸出された。(*) 提示されたが再輸出されなかつた物品についてとられた措置(*)

3 提示されず、かつ、その後も再輸出の予定のない物品についてとられた措置(*)

4 整理番号(*)
5 この証書は、税關へ送付すること。(*)

(説得) (場所) (日付) (署名及びスタンプ) ○

(*) 不要な語は消すこと。

(**) 氏名又は名称及び住所(活字体で)

保稅運送控文 番號

ATAカルネの書類

1 総合物品表の品目番号
の物品は、税關へ保険運送によつて発送された。
2 再輸出／税關への提示(*)のための最終日
3 整理番号(*)

(税關) (場所) (日付) (署名及びスタンプ) ○
仕向地税關による責任解除証明

上記1の物語は、再輔田／提示(※)された。
その他の事項(*)

(就職) (場所) (日付) (署名及びスタンプ)
(* 不要な語は消すこと。)

ATAカルネの
保険運送証書
カルネ的有效期限
番号 A)

発給団体
公文書

名義人(*)
使用者(*)

(B) 保稅運送による発送申請
1

卷之三

報 (号外)

21

昭和四十八年七月四日 参議院会議録第一十五号 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約)の締結について承認を求める件外一(件外)

職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
職業用具の一時輸入に関する通関条約（附屬書A、附屬書B及び附屬書Cを含む。）の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

職業用具の一時輸入に関する通關条約（前文）この条約の署名国は、

関税協力理事会及び開税及び貿易に関する一般協定（GATT）の締約国団の主催の下に、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の協力を得て会合し、

一時免稅輸入に関する手続の適用範囲の拡張のため国際貿易その他関係各界の代表者が行なつた提案を考慮し、

職業用具の一時免稅輸入に関する一般的規則を採用することは、専門的技能及び技術の国際交流を容易にすることとなると確信して、

次のことおり協定した。

第一章 定義

第一条 この条約の適用上、

- (a) 「輸入税」とは、開税その他の輸入に際し又はそれに関連して納付すべきすべての租税をいい、輸入物品に課されるすべての内國税及び消費税を含む。ただし、提供された役務の費用の概算額を限度とする額の手数料及び賃料で、国内產品の間接的保護又は輸入物品に対する財政上の目的のための課税とならないものを含まない。
- (b) 「一時輸入」とは、再輸出を条件として、輸入税並びに輸入禁止及び輸入制限の免除を受けて一時的に輸入することをいう。
- (c) 「理事会」とは、一千九百五十年十二月十五日設立する条約によつて設立された機関をい

が拘束される附屬書に定める条件により、その附屬書に規定する用具について一時輸入を認める。

「用具」には、開運のある補助機器及び附屬品を含む。

第二章 第二十二条

第三条

第四条

第五条

第六条

第七条

第八条

第九条

第十条

第十一條

第十二條

第十三條

第十四條

第十五条

(d) 「者」とは、文脈により異なる意味に解釈しなければならない場合を除くほか、自然人及び法人をいう。

第二章 第二十二条

第三条

第四章 最終規定

第五条

第六条

第七条

第八条

第九条

第十条

第十一條

第十二條

第十三條

第十四條

第十五條

第十六條

第十七條

第十八條

第十九條

第二十条

第二十一条

(c) (b)

一時輸入された国の国庫への無償の引渡し

ないで当局の監督の下で行なう減却

差押え（私人の訴えに基づくものを除く。）を受けていたために再輸出することができない場合

には、その差押えの期間中は、再輸出の義務は、履行することを要しない。

2

一時輸入を認められた用具を修理するために輸入される部分品についても、この条約に定める便益が与えられる。

3

一時輸入を認められた用具は、数回に分けて、

必ずしも、再輸出することができるものとし、その再輸出が行なわれる税関をその輸入が行なわれた税関に限定してはならない。

4

この条約の適用上、開税同盟又は経済同盟を構成する二以上の締約国の領域は、単一の領域とみなすことができる。

5

この条約は、公衆道德上、公の秩序上、公安上若しくは公衆衛生上の理由により若しくは動植物防疫上の考慮により、又は特許、商標若しくは著作権の保護に関連して国内法令に基づいて行なわざる禁止又は制限を妨げるものではない。

6

この条約の規定に対する違反、すり換え、虚偽の申告又はいずれかの者若しくは物品に対しこの

条約に定める便益を不當に与えることとなるその他の行為が行なわれた場合には、これらの犯則が行なわれた国において、当該犯則者に対しその国の法令に定める刑罰を科することができるものとし、また、当該輸入税を当該犯則者に納付させることができる。

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

告を拘束力を有するものとして受諾することを合意することができる。

第十五条

1 理事会の構成国並びに国際連合及びその専門機関の加盟国は、次のいずれかの方法により、この条約の締約国となることができる。

(a) 批准を条件としないで署名すること。

(b) 批准を条件として署名し、その後に批准書を寄託すること。

(c) 加入すること。

2 この条約は、五の国が批准を条件としないで、1に規定する国の署名のため、一千九百六十二年三月三十一日まで開放しておく。その後は、この条約は、それらの国の加入のため開放しておらず。

3 この条約は、1(b)に規定する場合においては、署名国により、その憲法上の手続に従つて批准されなければならない。

4 1に規定する機関の構成国又は加盟国の中でもない国で、締約国の要請により理事会の事務総局長がこの条約への加入を招請するものは、この条約の効力発生の後にこの条約に加入することにより、この条約の締約国となることができる。

5 1又は4に規定する各国は、この条約の署名、批准又はこれへの加入の際に、1又は2以上の附属書に自國が拘束されることを宣言するものとする。各國は、その後、理事会の事務総局長に通告を行なうことにより、他の1又は2以上の附属書に自國が拘束されることを宣言することができる。

第六号 外 報 告

1 この条約は、前条1に規定する国の中でもない国が加入書を寄託したことをして受諾することを合意する。

第十六条

1 この条約は、前条1に規定する国の中でもない国が批准を条件としないで署名し又は批准書若しくは加入書を寄託し、かつ、同一の附属書に拘束されることを宣言した後三箇月で、当該附

属書とともに効力を生ずる。

2 この条約は、五の国が批准を条件としないで、その条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託し、かつ、同一の附属書に拘束されることを宣言した後に批准し又は加入する国については、その国が当該附属書に拘束される旨の宣言をして批淮書又は加入書を寄託した後三箇月まで、当該附属書とともに効力を生ずる。

3 この条約は、批准を条件としないでこの条約に署名し又は批准し若しくは加入した後、五の国が拘束される旨の宣言を行なつた他の附属書に拘束されることを宣言する国については、その宣言を行なつた後三箇月で、当該附属書に関する効力を生ずる。

第十七条

1 この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、文書による通告を理事会の事務総局長に寄託することによって行なう。

3 廃棄は、理事会の事務総局長が廃棄の通告書を受領した後六箇月で効力を生ずる。

4 2及び3の規定は、附属書に関しても適用されるものとし、いずれの締約国も、前条の規定に基づく当該附属書の効力発生の日の後はいつでも、自國が当該附屬書に拘束されないことを宣言することができる。自國が拘束されるすべての附属書を廃棄した締約国は、この条約を廢棄したものとみなされる。

第十八条

1 締約国は、第十三条の規定に従つて行なわれる会合において、この条約の改正を勧告することができる。(a) いすれの締約国も3(b)の規定に従つて通告を行なわなかつたときは、3に定める六箇月の期間の満了の日

(b) いすれかの締約国が3(b)の規定に従つて通告を行なつたときは、次の二の日のうちのいずれか早い日

(i) 当該通告を行なつたすべての締約国が理事会の事務総局長に対し勧告された改正の受諾を通告した日。ただし、すべての受諾が3に定める六箇月の期間の満了前に通告された場合には、その六箇月の期間の満了の日とする。

(ii) 4に定める九箇月の期間の満了の日

2 勧告されたこの条約の改正は、理事会の事務総局長が、すべての締約国、他のすべての署名国及び加入国、国際連合事務総長、関税及び貿易に関する一般協定の締約国並びに国際連合

教育科学文化機関に送付する。

3 勧告された改正が送付された日の後六箇月以内に、締約国(効力を有する附属書のみの改正については、当該附属書に拘束される締約国)は、次のことを理事会の事務総局長に通告することができる。

(a) 勧告された改正に対し異議があること。

(b) 勧告された改正を受諾する意思を有するが、その受諾に必要な条件が自國においてまだ満たされていないこと。

4 3(b)に定めるところに従い理事会の事務総局長に通告を行なつた締約国は、勧告された改正の受諾を事務総局長に通告していらない限り、3に定める六箇月の期間の満了後九箇月の期間内にその改正に対し異議を申し立てることができるものとされる。

5 勧告された改正に対する異議が3又は4の規定に従つて申し立てられた場合には、その改正は、受諾されなかつたものとされ、かつ、いかなる効力をも有しない。

6 勧告された改正に対するいかなる異議も3又は4の規定に従つて申し立てられなかつた場合には、その改正は、次に定める日から受諾されたものとされる。

(a) いすれの締約国も3(b)の規定に従つて通告を行なわなかつたときは、3に定める六箇月の期間の満了の日

(b) いすれかの締約国が3(b)の規定に従つて通告を行なつたときは、次の二の日のうちのいずれか早い日

(i) 当該通告を行なつたすべての締約国が理事会の事務総局長に対し勧告された改正の受諾を通告した日。ただし、すべての受諾が3に定める六箇月の期間の満了前に通告された場合には、その六箇月の期間の満了の日とする。

(ii) 4に定める九箇月の期間の満了の日

7 受諾されたものとされた改正は、受諾された

ものとされた日の後六箇月で効力を生ずる。

8 理事会の事務総局長は、すべての締約国に対し、勧告された改正に対する3(a)の規定による異議の申立て及び3(b)の規定によつて受領した通告をできる限りすみやかに通報する。理事会の事務総局長は、その後、3(b)の規定による通告を行なつた締約国が勧告された改正に対する異議を申し立てたこと又はこれを受諾したことをすべての締約国に通報する。

9 この条約を批准し又はこれに加入する国は、批淮書又は加入書の寄託の日に効力を生じていたこの条約のいすれの改正をも受諾したものとみなす。

10 批准を条件としないでの条約に署名し又は批淮し若しくは加入した後、他の附属書に拘束されることを宣言する国は、理事会の事務総局長にその宣言の通告を行なつた日に効力を生じていた当該附属書のいすれの改正をも受諾したものとみなす。

11 批准を条件としないでの条約に署名し又は批淮し若しくは加入書を寄託する際に、又はその後いつでも、理事会の事務総局長にその宣言の通告を行なつた日に効力を生じていた当該附属書のいすれの改正をも受諾したものとみなす。

12 批准を条件としないでの条約に署名し又は批淮し若しくは加入書を寄託する際に、又はその後いつでも、理事会の事務総局長にてた通告により、自國が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用することを宣言することができるものとし、この条約は、理事会の事務総局長にてた通告を受けた日の後三箇月で、この通告に係る領域について適用する。ただし、この条約は、それが当該国について効力を生ずる前は、当該領域について適用されることはない。

13 いすれの国も、批准を条件としないでの条約に署名し若しくは加入書を寄託する際に、又はその後いつでも、理事会の事務総局長にてた通告により、自國が国際関係について責任を有するいすれかの領域につきこの条約を適用することを宣言した国は、第十七条の規定に従つて、その領域についてこの条約の適用を終止する旨を理事会の事務総局長にてた通告することができる。

第二十条 この条約に対するは、いかなる留保も許されない。

第二十一条

理事会の事務総局長は、すべての締約国、他の署名国及び加入国、国際連合事務総長、関税及び貿易に関する一般協定の締約国並びに国際連合教育科学文化機関に対し、次の事項を通告する。

- (a) 第十五条の規定による署名、批准、加入及び宣言
- (b) この条約及び各附属書が第十六条の規定に従つて効力を生ずる日
- (c) 第十七条の規定による廃棄及び宣言
- (d) 第十八条の規定に従つて廢棄されたものとされた改正及びその改正が効力を生ずる日
- (e) 第十九条の規定によつて受領する宣言及び通告

第二十二条

この条約は、国際連合憲章第一百二条の規定に従い、理事会の事務総局長の要請により国際連合事務局に登録される。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十一年六月八日にプラッセルで、ひとしく正文である英語及びフランス語により原本一通を作成した。その原本は、理事会の事務総局長に寄託するものとし、事務総局長は、その認証原本を第十五条に規定するすべての国に送付する。

ドイツ連邦共和国のために

批准を条件として

クリント・オプラー

ドクター カール・ゼップ

千九百六十二年三月八日

オーストラリアのために

オードリス

オーストリアのために
批准を条件として
ヨーゼフ・シュタングルベルガー

千九百六十一年十月三十日

ベルギーのために

ビルマのために

ブラジルのために

カナダのために

セイロンのために

チリのために

キューバのために

ギニアのために

ホンジュラスのために

イスラエルのために

イタリアのために

アイルランドのために

アルゼンチンのために

オランダのために

オーストリアのために

オランダ王國のために

オランダ王國のために

オランダ王國のために

オランダ王國のために

オランダ王國のために

オランダ王國のために

オランダ王國のために

オランダ王國のために

オランダ王國のために

ガーナのために
ギリシャのために

ハイチのために

インドのために

イランのために

ハイチのために

イングランドのために

イタリアのために

パキスタンのために
オランダ王國のために
ペルーのために

オランダ王國のために

ペルーのために

ボルトガルのために

エドワルド・ヴィエイラ・レイタオン

千九百六十二年三月十五日

アラブ連合共和国のために

ニジエールのために

ジョルジ・コンダ

千九百六十二年三月十四日

南アフリカ共和国のために

ローデシア・ニアサランド連邦のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国のために

批準を条件として

サージョン・ニコルズ

千九百六十二年二月二十七日

シエラ・レオーネのために

スウェーデンのために

スウェーデンのために

スウェーデンのために

スウェーデンのために

スウェーデンのために

スウェーデンのために

スウェーデンのために

スウェーデンのために

千九百六十二年三月二十八日
トルコのために
批准を条件として
ハサン・エサット・ウシュック

千九百六十二年三月三十一日
ウルグアイのために
ユゴースラヴィアのために

ヨーロッパのため

は、共同のラジオ放送番組又はテレビジョン放送番組の場合については適用されない。

II 例示表

A 報道用具

タイプライター

写真機又は映画撮影機

音声又は映像の記録用媒体（記録がされていないもの）

音声又は映像の記録用媒体（記録がされていないもの）

送信用又は通信用の機器

音声の記録用又は再生用の機器

試験用又は測定用の機器

補助用具（時計、ストップウォッチ、ら針盤、発電セット、トランスマーチ、電池、蓄電池、暖房用機器、換気用機器等）

音声記録用媒体（記録がされていないもの）

テレビジョン放送用具

テレビジョンカメラ

通信用機器

音声又は映像の記録用又は再生用の機器

照明用具

補助用具（時計、ストップウォッチ、ら針盤、発電セット、トランスマーチ、電池、蓄電池、暖房用機器、換気用機器等）

音声記録用媒体（記録がされていないもの）

テレビジョン放送用具

テレビシネマ

試験用又は測定用の機器

送信用又は中継用の機器

テレビジョンカメラ

通信用機器

音声又は映像の記録用又は再生用の機器

照明用具

補助用具（時計、ストップウォッチ、ら針盤、発電セット、トランスマーチ、電池、蓄電池、暖房用機器、換気用機器等）

音声又は映像の記録用媒体（記録がされていないもの）

テレビジョン放送用具

テレビシネマ

試験用又は測定用の機器

送信用又は中継用の機器

テレビジョンカメラ

通信用機器

音声又は映像の記録用又は再生用の機器

照明用具

補助用具（時計、ストップウォッチ、ら針盤、発電セット、トランスマーチ、電池、蓄電池、暖房用機器、換気用機器等）

音声又は映像の記録用媒体（記録がされていないもの）

テレビジョン放送用具

テレビシネマ

試験用又は測定用の機器

送信用又は中継用の機器

テレビジョンカメラ

通信用機器

音声又は映像の記録用又は再生用の機器

照明用具

補助用具（時計、ストップウォッチ、ら針盤、発電セット、トランスマーチ、電池、蓄電池、暖房用機器、換気用機器等）

音声又は映像の記録用媒体（記録がされていないもの）

テレビジョン放送用具

テレビシネマ

試験用又は測定用の機器

送信用又は中継用の機器

テレビジョンカメラ

<p>1 定義</p> <p>この附属書の適用上、「映画用具」とは、映画を製作するため、ある国に入国する者が必要とする用具をいう。</p> <p>2 一時輸入の許可の条件</p> <p>(a) 用具は、外国に居住する自然人又は外国人において設立された法人の所有に係るものでなければならない。</p> <p>(b) 用具は、外国に居住する自然人又は外国人において設立された法人によつて輸入されるものでなければならない。</p> <p>(c) 用具は、再輸出される際に同一性を確認することができるものでなければならない。ただし、映像又は音声を記録するための媒体で記録がされていないものについては、最も弾力的な確認の方法が適用される。</p> <p>(d) 用具は、当該入出国によつてのみ使用され、又はその者自身による監督の下で使用されなければならない。ただし、この条件は、一時輸入国に居住する自然人又は当該国において設立された法人が一方の当事者となる共同製作の契約であつて、映画の共同製作に関する政府間協定に基づき当該一時輸入国の権限のある当局が承認したものに基づいて映画を製作するために輸入される用具については、適用されない。</p> <p>(e) 用具は、一時輸入国に居住する自然人又は当該国において設立された法人が一方の当事者となる貸借契約又はこれに類する取決めの目的物としてはならない。</p>	
<p>1 定義</p> <p>この附属書の適用上、「その他の職業用具」とは、他の附属書に規定されていない種類の用具であつて、仕事をするために入国する者が職業上必要とするものをいう。ただし、音声又は映像の記録用媒体（記録がされていないもの）</p>	
<p>2 前記の目的のために設計され又は特に改造された車両</p>	
<p>附屬書C その他の職業用具</p> <p>I 定義及び条件</p> <p>1 定義</p> <p>この附属書の適用上、「その他の職業用具」とは、他の附属書に規定されていない種類の用具であつて、仕事をするために入国する者が職業上必要とするものをいう。ただし、音声又は映像の記録用媒体（記録がされていないもの）</p>	
<p>B 前記の目的のために設計され又は特に改造された車両</p>	
<p>附屬書D その他の職業用具</p> <p>I 定義及び条件</p> <p>1 定義</p> <p>この附属書の適用上、「その他の職業用具」とは、他の附属書に規定されていない種類の用具であつて、仕事をするために入国する者が職業上必要とするものをいう。ただし、音声又は映像の記録用媒体（記録がされていないもの）</p>	
<p>2 一時輸入の許可の条件</p> <p>(a) 用具は、外国に居住する自然人又は外国人において設立された法人の所有に係るものでなければならない。</p> <p>(b) 用具は、外國に居住する自然人又は外国人において設立された法人の所有に係るものでなければならない。</p> <p>(c) 用具は、再輸出される際に同一性を確認することができるものでなければならない。</p> <p>(d) 用具は、当該入出国によつてのみ使用され、又はその者自身による監督の下で使用されなければならない。</p> <p>(e) 用具は、一時輸入国に居住する自然人又は当該国において設立された法人が一方の当事者となる貸借契約又はこれに類する取決めの目的物としてはならない。</p>	
<p>II 例示表</p>	
<p>A 機械、プラント、運送手段等の組立て、試験、稼動、点検、管理、保守又は修理のための機械、装置、器具</p>	
<p>B 編集のための下見用フィルム</p>	
<p>C 楽器、衣裳、背景その他舞台用小道具</p>	
<p>D 前記の目的のために設計され又は特に改造された車両</p>	
<p>E 試験用又は測定用の機器</p>	
<p>F 撮影用のドリー及びブーム</p>	
<p>G 照明用具</p>	

<p>1 定義</p> <p>この附属書の適用上、「報道用具、ラジオ放送用具又はテレビジョン放送用具」とは、</p>	
<p>I 定義及び条件</p>	
<p>1 定義</p> <p>この附属書の適用上、「報道用具、ラジオ放送用具又はテレビジョン放送用具」とは、</p>	
<p>2 一時輸入の許可の条件</p>	
<p>(a) 用具は、外國に居住する自然人又は外国人において設立された法人の所有に係るものでなければならない。</p>	
<p>(b) 用具は、外國に居住する自然人又は外国人において設立された法人によつて輸入されるものでなければならない。</p>	
<p>(c) 用具は、再輸出される際に同一性を確認することができるものでなければならない。</p>	
<p>(d) 用具は、当該入出国によつてのみ使用され、又はその者自身による監督の下で使用されなければならない。</p>	
<p>(e) 用具は、一時輸入国に居住する自然人又は当該国において設立された法人が一方の当事者となる貸借契約又はこれに類する取決めの目的物としてはならない。</p>	
<p>II 例示表</p>	
<p>A 報道用具、ラジオ放送用具又はテレビジョン放送用具</p>	
<p>B テレビジョン放送用具</p>	
<p>C ラジオ放送用具</p>	
<p>D テレビジョン放送用具</p>	
<p>E テレシネマ</p>	
<p>F 試験用又は測定用の機器</p>	
<p>G 通信用機器</p>	
<p>H 音声又は映像の記録用又は再生用の機器</p>	
<p>I 照明用具</p>	
<p>J 楽器、衣裳、背景その他舞台用小道具</p>	
<p>K 撮影用のドリー及びブーム</p>	
<p>L 照明用具</p>	

<p>A 実業家、事業能率コンサルタント、生産性専門家、会計士又はこれらに類する職業に従事する者が必要とする用具</p> <p>B 船舶検査用機器</p> <p>C 音声の送信用、記録用又は再生用の機器</p> <p>D 計算機器</p> <p>E 地形の測量又は地球物理学上の探査に従事する専門家が必要とする用具</p> <p>F 測定用機器</p> <p>G 音楽用具</p> <p>H 芸能人、劇団又は楽団が必要とする用具。これら用具には、公開又は非公開の興行に使用されるすべての物品（楽器、衣裳、背景、動物等）を含む。</p> <p>I 講演者がその講演の補助手段として必要とする用具</p> <p>J 前記の目的のために設計され又は特に改造された車両。たとえば、移動検査所、移動作業室、移動研究室</p>	
<p>K 「審査報告書は都合により第二十八号末尾に掲載」</p>	
<p>右は本院において承認することを議決した。 よつて国会法第八十三条により送付する。</p>	
<p>昭和四十八年六月十九日</p>	
<p>参議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎</p>	
<p>この条約の適用上、 (a) 「催」とは、次のものをいう。</p>	
<p>1 商業、工業、農業又は工芸に関する展覽会、見本市、展示会その他これらに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約の締結について、日本において展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約の締結について、日本憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。</p>	
<p>2 主として慈善のために開催される展覽会又は会合</p>	
<p>3 すべての分野の学問、芸術、工芸、スポーツ若しくは科学的、教育的若しくは文化的活動の促進、諸国民の友好の促進又は宗教上の知識若しくは信仰の普及を主たる目的として開催される展覽会又は会合</p>	
<p>4 國際團體が開催する代表者の会合又は国際的な連携を有する諸團體の代表者の会合</p>	
<p>5 公的又は記念的性格を有する儀式又は催し</p>	
<p>もつとも、外国の物品の販売のため、店舗又は事業所内で私的目的で開催する展示会を除く。</p>	
<p>(b) 「輸入税」とは、関税その他輸入に際し又はそれに関連して納付すべき全ての租税をいふ、輸入物品に課されるすべての内国税及び消費税を含む。ただし、提供された役務の費用の概算額を限度とする額の手数料及び課徵金であつて、国内産品の間接的保護又は輸入物品に対する財政上の目的のための課税となるものを含まない。</p>	
<p>(c) この条約の署名国は、</p>	
<p>関税協力理事会の主催の下に、国際連合歐洲經濟委員会(EECE)及び国際連合教育科学文化機関(UNESCO)の協力を得て会合し、国際貿易その他関係各界の代表者が行なつた提案を考慮し、</p>	
<p>商業、技術、宗教、教育、科学、文化又は慈善に関する展覽会、見本市、会議その他これらに類する催しにおける物品の展示を容易にすることを希望し、</p>	
<p>このような物品の通關上の取扱いに関する一般的規則を採用することは、国際貿易に著しい利益を与えることとなり、また、思想及び知識の国際交流を増進することとなると確信して、</p>	
<p>次のとおり協定した。</p>	
<p>第一章 定義</p>	
<p>第一条 第二条</p>	
<p>この条約の適用上、 (a) 「催」とは、次のものをいう。</p>	
<p>1 一時輸入は、次の物品について認められる。 (a) 催しにおける展示又は実演に供するための物品</p>	
<p>(b) 催しにおける外国の產品の展示に因連して使用される物品。これらの物品には、次の物品を含む。</p>	
<p>(i) 展示される外國の機械又は機器の実演に必要な物品</p>	
<p>(ii) 外國の出品者の一時的な陳列用施設の建設又は裝飾のための資材（電気器具を含む）</p>	
<p>(iii) 宣伝及び演説のための資材であつて展示される外國の物品の宣伝用のものであることが明らかなるもの。たとえば、録音機器、フィルム及びスライド並びにこれらの物品を使用するための機器</p>	
<p>(c) 国際的な会合、会議又は大会において使用される用具（通訳装置、録音機器及び教育的、科学的又は文化的フィルムを含む）</p>	
<p>2 1に規定する便益は、次のことを条件として与えられる。</p>	
<p>(a) 物品が、再輸出される際に同一性を確認することができるものであること。</p>	
<p>(b) 同一の物品の個数又は数量が、輸入の目的に照らして妥当なものであること。</p>	
<p>(c) 一時輸入国の税關当局が、この条約に定め</p>	

る条件が満たされていると認めること。

第三条

一時輸入を認められた物品は、この条約に基づいて与えられる便益の対象である間は、次のことを認められない。ただし、一時輸入国の国内法令がこれを認める場合は、この限りでない。

- (a) 貸し付けること又は、方法のいかんを問わず、使用料若しくは報酬を得るために用いること。
- (b) 催しの開催場所から移動させること。

第四条

一時輸入を認められた物品は、輸入の日から六箇月以内に再輸出されなければならない。ただし、一時輸入国の税關当局は、催しの期間、性質等の事情を勘案して、一層短い期間内にその物品を再輸出するよう要求することができ

る。もつとも、その期間は、輸入の日から催しの終了の日までの期間に少なくとも一箇月を加えた期間とする。

2 1の規定にかかわらず、税關当局は、一時輸入国の法令に定める条件が遵守されること及び物品が輸入の日から一年以内に再輸出されることを条件として、その後の催しにおいて再び展示され又は使用される物品を当該一時輸入国の国内にとどめることを認めるものとする。

3 税關当局は、正当な理由がある場合には、一時輸入国に定める範囲内で、1及び2に定める期間よりも長い期間を認め又は当初の期間を延長することができる。

4 一時輸入を認められた物品が差押え(私人の訴えに基づくものを除く)を受けていたために再輸出することができない場合には、その差押さえの期間中は、この条に定める再輸出の義務は、履行することを要しない。

第五条

1 著しく損傷した物品、価値をほとんど有しない物品及び腐敗しやすい物品は、この条約に定める再輸出の義務にかかわらず、その再輸出を

要求されない。ただし、その物品については、何かの措置がとられなければならない。

- (a) 相当する輸入税の納付
- (b) 一時輸入された国の国庫への無償の引渡し及び費用負担によらないで当局の監督の下で行なう減却
- (c) 一時輸入された国の国庫への費用負担による輸入された物品は、外国から直接に輸入される物品につき一時輸入国の法令に基づいて適用される条件及び手続に従うこと

第二章

一時輸入を認められた物品は、外國から直接に輸入される物品につき一時輸入国の法令に基づいて適用される条件及び手続に従うこと

第三章 輸入税の免除

第六条

1 次の物品については、第二十三条の規定に基づき留保の通告が行なわれたものを除き、輸入税並びに輸入禁止及び輸入制限が免除されるものとし、特に、国内使用のために引き取ることができる。

(a) 催しにおいて展示される外國の物品の小型見本(小型見本の形状で輸入されるか又は見本用として輸入される物品からその催しにおいて作られるかを問わないものとし、飲食物の見本を含む)。ただし、次の条件に合致するものに限る。

(b) 国外から無償で供給されるものであつて、その催しにおいてもっぱら観覧者への無償の配布のため用いられ、かつ、配布を受けた者が個人的に使用し又は消費するものであること。

(c) 宣伝用の見本であることを確認することができるものであり、かつ、個個にはほとんど価値を有しないものであること。

(d) 印刷物、カタログ、商品案内、価格表、宣伝用ポスター、カレンダー(いずれも、さしきれの有無を問わない)及びわくのつかない写真であつて、催しにおいて展示される外國の物品の宣伝用の資材であることが明らかなるもの。ただし、次の条件に合致するものに限る。

(e) 国外から無償で供給され、かつ、その催しにおいてもっぱら観覧者への無償の配布のために用いられるものであること。

第七条

1 國際的な会合、會議若しくは大会において又はこれらに関連して使用するために輸入される書類についても、記録文書、書式類その他の書類についても、適用しない。

iv) に定める包装を施さないで配布する飲食の見本については、その催しにおいて消費されること。

- (v) その見本の総額及び総量について、輸入及び出品者の参加の規模を勘案して妥当であると認めたこと。

第八条

iv) に定める包装を施さないで配布する飲食の見本については、その催しにおいて消費されること。

第九条

各締約国は、この条約に定める便益に関連して要求される通関手続を最小限度のものとしなければならない。その通關手續に關するすべての法令は、すみやかに公表されなければならない。

第十条

1 催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入及び再輸出に關する税關検査及び通關は、可能かつ適当な限り、その催しの開催場所において行なう。

2 各締約国は、催しの重要性及び規模にかんがみ適當と認める場合には、自國の領域内で開催される催しの会場内に、合理的な期間中、税關事務所を設置するように努めなければならぬ。

3 一時輸入を認められた物品は、数回に分けて、再輸出の通關手續を行なういの税關を通じても、再輸出することができるものとし、その再輸出が行なわれる税關をその輸入が行なわれた税關に限定してはならない。ただし、輸入者が簡易手続の便益を受けるため自己の物品をその輸入が行なわれた税關から再輸出するこ

は、輸入税並びに輸入禁止及び輸入制限が免除される。

第四章 手続の簡易化

各締約国は、この条約に定める便益に関連して要求される通關手續を最小限度のものとしなければならない。その通關手續に關するすべての法令は、すみやかに公表されなければならない。

1 催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入及び税關検査及び通關は、可能かつ適当な限り、その催しの開催場所において行なう。

2 各締約国は、催しの重要性及び規模にかんがみ適當と認める場合には、自國の領域内で開催される催しの会場内に、合理的な期間中、税關事務所を設置するように努めなければならぬ。

3 一時輸入を認められた物品は、数回に分けて、再輸出の通關手續を行なういの税關を通じても、再輸出することができるものとし、その再輸出が行なわれる税關をその輸入が行なわれた税關に限定してはならない。ただし、輸入者が簡易手続の便益を受けるため自己の物品をその輸入が行なわれた税關から再輸出するこ

第五章 雜則

官 報 (号外)

第十一條

展示されている機械又は機器の実演の結果、一時輸入された物品から催しの開催中付隨的に得られた產品についても、この条約を適用する。

第十二条

この条約は、与えられるべき最小限度の便益を定めるものである。この条約は、締約国が一方的に又は二国間若しくは多数国間の協定に基づいて、現在与えており又は将来与えることがある一層広い範囲の便益の供与を妨げるものではない。

第十三条

この条約の適用上、関税同盟又は經濟同盟を構成する二以上の締約国の領域は、單一の領域とみなすことができる。

第十四条

この条約は、次の事項の適用を妨げるものではない。

(a) 催しの開催を規制する関税関係以外の国内法令又は条約の規定

(b) 公衆衛生上、公の秩序上、公安上若しくは公衆衛生上の理由により若しくは動植物防疫上の考慮により、又は特許、商標若しくは著作権の保護に關連して国内法令に基づいて行なわれる禁止又は制限

第十五条

この条約の規定に対する違反、すり換え、虚偽の申告又はいずれかの者若しくは物品に対しこの条約に定める便益を不當に与えることとなる。その行為が行なわれた場合には、これらの犯則が行なわれた國において、当該犯則者に対しその国に定める刑罰を科することができるものとし、また、当該輸入税を当該犯則者に納付させる

ことができる。

第六章 最終規定

第十六条

1 締約国は、この条約の運用を検討するため、特に、この条約の解釈及び適用の統一を確保するための措置を検討するため、必要に応じて会合する。

第十七条

1 この会合は、いづれかの締約国の要請に基づいて理事会の事務総局長が招集する。その会合は、締約国が別段の決定を行なう場合を除くほか、理事会の本部で開催する。

第十八条

1 締約国は、会合に関する手続規則を定める。締約国は、会合に出席しかつ投票する締約国三分の一以上の多数によって行なう。

2 1の会合は、いづれかの締約国の要請に基づいて理事会の事務総局長が招集する。その会合は、締約国が別段の決定を行なう場合を除くほか、理事会の本部で開催する。

第十九条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争は、できる限り当該締約国間の交渉によって解決する。

第二十条

1 この条約は、1(b)に規定する場合においては、署名国により、その憲法上の手続に従つて批准されなければならない。

第二十一条

1 締約国は、第十六条の規定に従つて行なわれる会合において、この条約の改正を勧告することができる。

第二十二条

1 締約国は、第十六条の規定に従つて行なわれる会合において、この条約の改正を勧告することができる。

第二十三条

1 この条約は、前条1に規定する國のうち五ヶ国が批准書を条件としないで署名し又は批准書若しくは加入書を託するものとし、会合する締約国は、その紛争を審議し、かつ、解決のための勧告を行なう。

第二十四条

1 この条約は、前条1に規定する國のうち五ヶ国が批准書を条件としないで署名し又は批准書若しくは加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。

第十八条

1 理事会の構成国並びに国際連合及びその専門機関の加盟国は、次のいづれかの方法により、この条約の締約国となることができる。

(a) 批准を条件としないで署名すること。

(b) 批准を条件として署名し、その後に批准書を寄託すること。

2 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。ただし、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第二十五条

1 この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第二十六条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第二十七条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第二十八条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第二十九条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第三十条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第三十一条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第三十二条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第三十三条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第三十四条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第三十五条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第三十六条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第三十七条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第三十八条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第三十九条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第四十条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第四十一条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第四十二条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第四十三条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第四十四条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第四十五条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第四十六条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第四十七条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第四十八条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第四十九条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第五十条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第五十一条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第五十二条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第五十三条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第五十四条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第五十五条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第五十六条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第五十七条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第五十八条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第五十九条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第六十条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第六十一条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第六十二条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第六十三条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第六十四条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第六十五条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第六十六条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第六十七条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

第六十八条

1 この条約は、五の國が批准を条件としないで、いづれの締約国も、前条の規定に基づくこの条約の効力発生の日の後はいつでも、この条約を効力を有する。

が、その受諾に必要な条件が自國においてまだ満たされていないこと。

3(b)に定めるところに従い理事会の事務総局長に通告を行なつた締約国は、勧告された改正の受諾を事務総局長に通告していない限り、3に定める六箇月の期間の満了後九箇月の期間内に改正に対する異議を申し立てることができること。

5 勧告された改正に対する異議が3又は4の規定に従つて申し立てられた場合には、その改正は、受諾されなかつたものとされ、かつ、いかなる効力をも有しない。

6 勧告された改正に対するいかなる異議も3又は4の規定に従つて申し立てられなかつた場合には、その改正は、次に定める日から受諾されたものとされる。

(a) いすれの締約国も3(b)の規定に従つて通告を行なわなかつたときは、3に定める六箇月の期間の満了の日
(b) いすれかの締約国が3(b)の規定に従つて通告を行なわなかつたときは、次の二の日のうちのいずれか早い日

(i) 当該通告を行なつたすべての締約国が理事会の事務総局長に対し勧告された改正の受諾を通告した日。ただし、すべての受諾が3に定める六箇月の期間の満了前に通告された場合には、その六箇月の期間の満了の日とする。

7 愛諾されたものとされた改正は、受諾されたものとされた日の後六箇月で効力を生ずる。

8 理事会の事務総局長は、すべての締約国に対し、勧告された改正に対する3(a)の規定による異議の申立て及び3(b)の規定によつて受領した通告をできる限りすみやかに通報する。理事会の事務総局長は、その後、3(b)の規定による通告を行なつた締約国が勧告された改正に対し異議を申し立てたこと又はこれを受諾したことを告を行なつた締約国が勧告された改正に対し異なる効力をも有しない。

9 この条約を批准し又はこれに加入する国は、批準書又は加入書の寄託の日に効力を生じていたこの条約のいすれの改正をも受諾したものとみなす。

第二十二条

1 いすれの国も、批准を条件としないでこの条約に署名し若しくは批准書若しくは加入書を寄託する際に、又はその後いつでも、理事会の事務総局長にあてた通告により、自國が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用することを宣言することができるものとし、この条約は、理事会の事務総局長にその旨を通告することができる。その宣言又は通告には、留保が行なわれる物品を明確に指定する。事務総局長にあてたその通告は、事務総局長が受領した後九十日以内に効力を生ずる。

第二十三条

2 締約国が1の規定に基づいて留保を行なう場合には、他の締約国は、その留保に掲げる物品に關しては、当該締約国との関係において第六条1(a)の規定に拘束されない。

3 1に定めるところに従つて留保を行なつた締約国は、理事会の事務総局長に通告することにより、いつでもその留保を撤回することができるのである。

第二十四条

以上の証據として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十一年六月八日にプラッセルで、ひとくじ正文である英語及びフランス語により原本一通を作成した。その原本は、理事会の事務総局長に寄託するものとし、事務総局長は、その認証副本を第十八条1に規定するすべての国に送付する。

理事会の事務総局長は、すべての締約国、他の署名国及び加入国、国際連合事務総長並びに国際

任を有するいすれかの領域につきこの条約を適用することを宣言した国は、第二十条の規定による。

(a) 第十八条の規定による署名、批准及び加入の加人の際に、第六条1(a)の規定に自國が拘束されないことを宣言することができるものとし、また、この条約の締約国となつた後は、理事会の事務総局長にその旨を通告することができる。その宣言又は通告には、留保が行なわれる物品を明確に指定する。事務総局長にあてたその通告は、事務総局長が受領した後九十日以内に効力を生ずる。

(b) この条約が第十九条の規定に従つて効力を生ずる日
(c) 第二十条の規定による廢棄及び宣言
(d) 第二十二条の規定に従つて受諾されたものとされた改正及びその改正が効力を生ずる日
(e) 第二十二条の規定によつて受領する宣言及び通告
(f) 前条1及び3の規定に従つて行なわれる宣言及び通告並びに留保又はその撤回が効力を生ずる日

第二十五条

この条約は、国際連合憲章第一百二条の規定に従い、理事会の事務総局長の要請により国際連合事務局に登録される。

官報(号外)

31

ドイツ連邦共和国のために

批准を条件として

クルト・オブラー

ドクター カール・ゼップ

千九百六十二年三月八日

オーストラリアのために

批准を条件として

ジエームズ・ウイリアム・クロフロー

千九百六十二年三月一十七日

オーストリアのために

批准を条件として

ド・キニームズ

千九百六十二年三月一十七日

ペルギーのために

批准を条件として

ヨーゼフ・シタンゲルベルガー

千九百六十二年十月三十日

ビルマのために

批准を条件として

千九百六十二年三月二十七日

カナダのために

批准を条件として

千九百六十二年三月二十七日

セイロンのために

批准を条件として

千九百六十二年三月二十七日

チリのために

グスター・アルコス・ベルグネス

千九百六十二年一月二十八日

デンマークのために

批准を条件として

伯爵 エガート・アダム・クヌート

千九百六十二年三月三十一日

ドミニカ共和国のために

批准を条件として

スペインのために

批准を条件として

伯爵 カサ・ミランダ

千九百六十二年二月二十一日

アメリカ合衆国のために

批准を条件として

フィンランドのために

千九百六十二年三月二十七日

フランスのために

批准を条件として

レイモン・ブスケ

千九百六十二年三月三十一日

ガーナのために

批准を条件として

ギリシャのために

千九百六十二年三月三十一日

カナダのために

批准を条件として

ペルギーのために

千九百六十二年三月三十一日

ペルギーのために

批准を条件として

イランのために

批准を条件として

ホスロー・ヘダヤット

千九百六十二年三月三十一日

アイルランドのために

批准を条件として

ドミニカ共和国のために

批准を条件として

イタリアのために

批准を条件として

ウゴ・カルチローニ

千九百六十二年三月三十一日

日本国のために

批准を条件として

レバノンのために

批准を条件として

ルクセンブルグのために

批准を条件として

レイモン・ブスケ

千九百六十二年三月三十一日

マラヤ連邦のために

批准を条件として

ニカラグアのために

批准を条件として

ナイジニアのために

批准を条件として

ノールウェーのために

批准を条件として

ニュージーランドのために

批准を条件として

パキスタンのために

批准を条件として

ニジエールのために

ジョルジュ・コンダ

千九百六十二年三月十四日

オランダ王国のために

批准を条件として

ボルトガルのために

エドワルド・ヴィエイラ・レイタオン

千九百六十二年三月三十一日

アラブ連合共和国のために

批准を条件として

南アフリカ共和国のために

批准を条件として

ローデシア・ニアサランド連邦のために

批准を条件として

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

批准を条件として

サージョン・ニコルス

千九百六十二年二月二十七日

シエラ・レオーネのために

批准を条件として

スードンのために

批准を条件として

スウェーデンのために

批准を条件として

スウェーデンのために

批准を条件として

スウェーデンのために

批准を条件として

グンナル・ユングダール

千九百六十二年三月三十日

イスのために

批准を条件として

シャルル・レンツ

千九百六十二年三月三十日

チエコスロバキアのために

ウラジミール・ルドヴィーク

千九百六十二年三月二十八日

トルコのために

ハサン・エサット・ウシェック

千九百六十二年三月三十一日

ウルグアイのために

ニーゴースラヴィアのために

〔平島敏夫君登壇、拍手〕

○平島敏夫君

大だいま議題となりました

件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約は、職業用具、展覧会の展示品等の一時輸入に際して、通関手続を簡易化するために通関手帳の制度を採用し、この手帳を通関用書類のかわりとして認め、また輸入税等の担保として認めることを内容とするものであります。

○議長(河野謙三君) 日程第五 港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題

といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長

田裕二君。

六一第四十三条の十」に改める。

第一条を次のよろに改める。

(目的)

第一条 この法律は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある發展に資するため、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図ることともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。

次に、職業用具の一時輸入に関する通関条約は、各種の職業活動のため締約国に一時的に入国する者が携行する報道用具、ラジオ、テレビ放送用具、映画用具等について一時免稅輸入等の便益を与えることを内容とするものであります。

最後に、展覧会物品等に関する通関条約は、展覧会、見本市、会議等の催しにおいて展示され、または使用される物品について、一時免稅輸入等の便益を与えることを内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

昨日の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十八年四月十七日

港湾法等の一部を改正する法律案

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 中村 梅吉

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

港湾法等の一部を改正する法律案

港湾法等の一部を改正する法律

(港湾法の一部改正)

第一條 港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条 第二条)」を

「第一章 総則(第一条 第二条) 第二章 の二 港湾計画等 第三条の二・第三条

の三」、「第四十三条の四」を「第四十三条の五」、「第六章 雜則(第四十四条 第六十二条)」を「第六章 開発保全航路(第四十三条 第六十三条)」、「第七章 雜則(第四十四条 第六十三条)」を

九 港湾公害防止施設 汚濁水の淨化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設

九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設(第十三号に掲げる施設を除く)。

九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広

場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設

第二条第五項第十号中「及び診療所」を「診療所その他の福利厚生施設」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港

湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設(第十四号に掲げる施設を除く。)

第二条第五項第十三号中「港湾役務提供用船舶」を「港湾役務提供用移動施設」に、「並びに船舶の廃油の処理及び船舶又は海洋施設において生じた廃棄物の受入れの用に供する船舶」を「及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両」に改め、同項に次の二号を加える。

十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船そ

の他の港湾の管理のための移動施設

第二条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「その他の公害防止」を「漂流物の除去その他港湾の保全」に改め、同項の次に次の二項を加える。

8 この法律で「開発保全航路」とは、港湾区域及び河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)

第三条第一項に規定する河川の河川区域(以下単に「河川区域」という。)以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に

関する工事を必要とする航路をいい、その構造の保全及び船舶の航行の安全のため必要な施設を含むものとし、その区域は、政令で定

める。

第一章の次に次の二章を加える。

第一章の二 港湾計画等

(港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針)

第三条の二 運輸大臣は、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項

二 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項

三 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項

4 運輸大臣は、基本方針を定めるときは、開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項を考慮して定めるものとする。

5 港湾管理者は、基本方針に關し、運輸大臣に対し、意見を申し出ることができる。

6 運輸大臣は、基本方針を定め、又は変更し

たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

港湾計画

第三条の三 重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する事

計画(以下「港湾計画」という。)を定めなければならない。

2 港湾計画は、基本方針に適合し、且つ、港

湾の取扱可能貨物量その他の能力に関する事項、港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置に関する事項、港湾の環境の整備及び保全に関する事項その他の基本的な事項に関する運輸省令で定める基準に適合したものでなければならぬ。

3 重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更しようとするときは、地方港湾審議会の意見をきかなければならない。

4 重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、当該港湾計画を運輸大臣に提出しなければならない。

5 連輸大臣は、前項の規定により提出された港湾計画について、港湾審議会の意見をきかなければならない。

6 連輸大臣は、第四項の規定により提出された

き、その他当該港湾の開発、利用又は保全上著しく不適当であると認めるときは、当該港湾管理者に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

7 運輸大臣は、第四項の規定により提出された港湾計画について前項の規定による措置をとる必要がないと認めるときは、運輸省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。

8 地方港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、運輸省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。

9 第三項の規定は、地方港湾の港湾管理者が港湾計画を定め、又は変更する場合に適用する。

10 第十二条第一項第三号を削り、同項第一号中「河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川の」を削る。

11 第十二条第一項第三号を削り、同項第一号中「发展及び港湾区域」を「開発、利用及び保全並びに港湾」に改め、「港湾施設」の下に「(第十一号の三に掲げる施設以外の廃棄物処理施設を除く。)」を加え、「の計画を作成」を「に開発する港湾工事を」に改め、同号を同項第三号として、同項第一号中「漂流物」の下に「廃船」「除去」の下に「及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除」を加え、同号を同項第二号とし、同号

の前に次の二号を加える。

一 港湾計画を作成すること。

第十二条第一項第六号中「設ける」を「設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備える」に改め、同項第七号中「発展」を「開発、利用及び保全」に改め、同項第十一号の二の次に次の二号を加える。

十一の三 廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設(船舶若しくは海洋汚染防止法(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第六号に規定する海洋施設において生じた廃棄物又は第一号に掲げる業務の実施その他海洋における汚染の防除により収集された廃棄物の処理のための施設で廃棄物埋立護岸以外のものをいう。以下同じ。)及び廢油処理施設(同法第三条第九号に規定する廢油処理施設をいう。)を管理運営すること。

第二十三条第一項中「利用」の下に「、保全」を加える。

(地方港湾審議会)
第二十四条の二 委員長の諮問に応じ、当該港湾に関する重要な事項を調査審議させるため、重要港湾の港務局に、必要に応じ、第十二条の二の規程で定めるところにより、地方港湾審議会を置くものとする。

第二十四条の次に次の二条を加える。

(地方港湾審議会)

第二十四条の二 委員長の諮問に応じ、当該港湾に関する重要な事項を調査審議させるため、重要港湾の港務局に、必要に応じ、第十二条の二の規程で定めるところにより、地方港湾審議会を置くものとする。

2 地方港湾審議会の名称、組織及び運営に関する事項は、条例で定める。

3 第三十七条第一項第一号中「本条中」を削り、同項第四号中「管理」を「保全」に改め、同条第二項中「保全」を利用若しくは保全」に、「港湾の開発発展に関する港湾管理者の計画」を「第三条の三第七項若しくは第八項の規定により公示された港湾計画」に、「同項第一号」を「前項第一号」に改める。

4 第三十七条第一項中「ときば」の下に「、それによる港湾計画」に、「同項第一号」を「前項第一号」に改める。

5 第三十七条第一項第一号中「ときば」の下に「、その区域を公告」、且つ「を加える。

6 第三十七条第一項第一号中「ときば」の下に「、告することによつて行なう。

7 第三十八条に次の二条を加える。

8 第一項の臨港地区の決定は、その区域を公表することによつて行なう。

9 第三十九条に次の二条を加える。

10 第四十一条に次の二条を加える。

11 第四十二条に次の二条を加える。

12 第四十三条に次の二条を加える。

13 第四十四条に次の二条を加える。

14 第四十五条に次の二条を加える。

15 第四十六条に次の二条を加える。

16 第四十七条に次の二条を加える。

17 第四十八条に次の二条を加える。

18 第四十九条に次の二条を加える。

19 第五十条に次の二条を加える。

20 第五十一条に次の二条を加える。

21 第五十二条に次の二条を加える。

22 第五十三条に次の二条を加える。

23 第五十四条に次の二条を加える。

24 第五十五条に次の二条を加える。

25 第五十六条に次の二条を加える。

搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画

ハ 工場等の事業活動に伴い生ずることとなる廃棄物の量の概計及び処理に関する計画

3 前項の届出書には、当該届出に係る行為に係る施設の工事設計書その他の運輸省令で定める書類を添附しなければならない。

4 第一項の規定により届出をした者は、当該届出に係る行為に関し第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の六十日前までに、運輸省令で定めるところにより、その旨を港湾管理者の長に届け出なければならない。

5 第一項の規定により届出をした者は、当該届出に係る行為の実施の間において第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を港湾管理者の長に届け出なければならない。

6 第三項の規定は、第四項の規定による届出について準用する。

7 港湾管理者の長は、第一項又は第四項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が次の各号(第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる行為にあつては、第三号及び第四号。次項及び第十項において同じ。)に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に關し計画の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

8 新設又は増設される工場等の事業活動に伴い搬入し、又は搬出することとなる貨物の輸送に関する計画が当該港湾の港湾施設の能力又は第三条の三第七項若しくは第八項の規定により公示された港湾計画に照ら

し適切であること。

二 新設又は増設される工場等の事業活動に

より生ずることとなる廃棄物のうち、当該

港湾区域又は臨港地区（当該工場等の敷地

を除く。）内において処理されることとなる

ものの量又は種類が第三条の三第七項又は

第八項の規定により公示された港湾計画に

おいて定めた廃棄物の処理に関する計画に

照らし適切であること。

三 第三条の三第七項又は第八項の規定によ

り公示された港湾計画の遂行を著しく阻害

するものでないこと。

四 その他港湾の利用及び保全に著しく支障

を与えるおそれがないものであること。

五 港湾管理者の長は、第一項又は第四項の規

定による届出があつた場合において、当該届

出に係る行為（第一項第二号及び第四号に掲

げる行為を除く。）が前項各号に掲げる基準に

適合せず、且つ、その実施により水域施設、

外郭施設、係留施設又は臨港交通施設の開発

に関する港湾計画を著しく変更しなければ港

湾の管理運営が困難となると認めるときは、

その届出を受理した日から六十日以内に限

り、その届出をした者に対し、その届出に係

る行為に関する計画を変更すべきことを命ず

ることができる。

六 第三十七条第三項に掲げる者は、第一項各

号に掲げる行為（同項但書に規定する行為を

除く。）をしようとするときは、同項の規定に

による届出の例により、その旨を港湾管理者

の長に通知しなければならない。

七 港湾管理者の長は、前項の規定による通知

があつた場合において、当該通知に係る行為

が第七項各号に掲げる基準に適合しないと認

以内に限り、その通知をした者に対し、その

通知に係る行為に關し計画の変更その他の必

要な措置をとることを要請することができ

る。

八 マリーナ港区 スポーツ又はレクリエー

ションの用に供するヨット、モーターボー

トその他の船舶の利便に供することを目的

とする区域

九 修景厚生港区 その景観を整備するとと

もに、港湾関係者の厚生の増進を図ること

を目的とする区域

十 第四十二条第一項ただし書を削る。

第43条中「目的で」の下に「（第四号に掲げ

る港湾施設に係る場合を除く。」を加え、同条

に次の二号を加える。

四 港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設

の建設又は改良の港湾工事については十分

の五以内

五 廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施

設の建設又は改良の港湾工事については十

分の二・五以内

第六章 第四十三条の四の次に次の一条を加

える。

第五章中第四十三条の四の次に次の二号を加

える。

六 港湾環境整備負担金

第七章 第四十三条の五 港湾管理者は、その実施する

港湾工事で、港湾の環境を整備し、又は保全

することを目的とするもの（公害防止事業費

事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三

号）第二条第二項に規定する公害防止事業で

あるものを除く。）が、港湾区域又は臨港地区

内にある工場又は事業場についてその環境を

保全し、又はその立地若しくはその事業活動

に伴う当該工場又は事業場の周辺地域の生

活環境の悪化を防止し、若しくは軽減する

こととに資するときは、政令で定める基準に従

い、条例で当該工場又は事業場に係る事業者

に、当該港湾工事に要する費用の一部を負担

させることができ。

2 港湾管理者は、前項の規定により負担させ

ようとするときは、あらかじめ、地方港湾審

議会の意見をきかなければならない。

第六章を第七章とし、第五章の次に第一章

を加える。

第六章 開発保全航路

（開発及び保全）

第四十三条の六 開発保全航路の開発及び保全

は、運輸大臣が行なう。

第四十三条の七 第五十五条の二、第五十五条

の四及び第五十五条の五の規定は、開発保全

航路に關する工事について準用する。

第四十三条の八 何人も、開発保全航路内にお

いて、みだりに、船舶、土石等の物件を捨てて、又は放置してはならない。

第四十三条の九 開發保全航路内において、水域を工作物の設置等により占用し、又は土砂を採取してよい

とする者は、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

3 運輸大臣は、前項の行為が船舶の交通に支障を与えるものであるとき、その他開發保全航路の開発又は保全に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならない。

4 第三十七条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第四十三条の九 開發保全航路の開發及び保全に要する費用は、次項及び次条の規定による場合を除き、國が負担する。

2 第四十三条の二、第四十三条の三第一項及び第四十三条の四第一項の規定は、開發保全航路に關する工事の費用について準用する。

3 前項において準用する第四十三条の三第一項又は第四十三条の四第一項の規定により負

担金の徵収を受ける者の範囲及びその徵収方

法は、運輸省令で定める。

（事業者の申請による工事の施行）

第四十三条の十 企業合理化促進法（昭和二十

七年法律第五号）第八条第一項及び第二項の規定は、開發保全航路に關する工事について準用する。

第四十五条の二中「利用を」開發、利用、保全に改め、同条の次に次の二条を加える。

（滞船の場合における要請）

第四十五条の三 港湾管理者は、多数の船舶が入港したため、係留施設の不足により当該港

湾の円滑な運営が著しく阻害されていると認められるときは、港湾管理者以外の係留施設を管理者に対する者に対し、当該係留施設をできる限り広く入港船舶に利用させるよう要請することができる。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

第五十条の次に次の二条を加える。

（港湾管理者の協議会の設置等）

第五十条の二 運輸大臣は、港湾管理者を異にする二以上の港湾について広域的且つ総合的な見地からこれらの開発、利用及び保全を図る必要があると認めるときは、これらの港湾の港湾管理者に対し、港湾計画の作成、港湾の利用の方法、港湾の環境の整備その他の港

湾の開発、利用及び保全に關する重要な事項について相互に連絡調整を図るため、協議により規約を定め、協議会を設けるべきことを勧告することができる。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

第五十条の二 港湾管理者の協議会の設置等

うとする場合において、その勧告が地方公共団体である港湾管理者に対するものであるときには、自治大臣に協議するものとする。

3 港湾管理者は、第一項の協議会の規約を定め、又は変更したときは、遅滞なく、運輸大臣に届け出なければならない。

4 第一項の協議会で地方公共団体である港湾

法第二百五十二条の二第二項及び第六項、第二百五十二条の三、第二百五十二条の四第一項並びに第二百五十二条の六（同法第二百五十二条の二第二項に係る部分に限る。）の規定の適用があるものとする。この場合において、当該協議会に港務局が加入するときは、当該港務局は、これらの規定の適用については普通地方公共団体とみなす。

5 地方自治法第二百五十二条の二第六項、第二百五十二条の三及び第二百五十二条の四第一項の規定は、第一項の協議会で港務局のみが加入するものについて準用する。

第五十一条中「利用を増進するため」を「開発、利用又は保全に關し」に改める。

第五十二条第一項中「又は避難港において、一般交通の利便を増進する」を「において一般交通の利便の増進、公害の発生の防止又は環境の整備を図り、避難港において一般交通の利便の増進を図る」に改め、同条第三項中「特定重要港湾における臨港交通施設」を「次の各号に掲げる施設」に、「その十分の二・五を負担し、特定重要港湾以外の重要港湾における臨港交通施設の建設又は改良に係るものは、当該港湾の港湾管理者がその十分の五を」を「当該各号に掲げる割合で」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定重要港湾における臨港交通施設 十分の二・五
二 特定重要港湾以外の重要港湾における臨港交通施設 十分の五
三 重要な港湾における港湾公害防止施設又は洋性廃棄物処理施設 十分の七・五
第五十五条の五の次に次の二条を加える。
(事業者の負担金を徴収する港湾工事に係る国庫負担等の特例)
第五十五条の五の二 運輸大臣又は港湾管理者のする港湾工事が、企業合理化促進法第八条

第一項の規定による事業者の申請に係るものである場合においては、その工事に要する費用の額から当該事業者が同条第二項若しくは第四項の規定に基づく処分により納付すべき負担金の額を控除した額について、公害防止事業費事業者負担法第二条第二項に規定する公害防止事業である場合においては、その工事に要する費用の額から事業者が同法の規定により納付すべき負担金の額を控除した額について、この法律又は港湾工事に関する他の法令に規定する港湾工事に要する費用の負担又は補助の割合により、国と港湾管理者がそれぞれ負担し、又は国が補助する。

第五十五条の七第一項中「第四十八条第三項の規定による公示に係る計画」を「第三条の第三項の規定により公示された港湾計画」に改め、第五十五条の八第一項中「その水域」の下に「(開発保全航路の区域を除く。)」を加え、「又は土砂を採取し」を「土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある施設」に、「その十分の二・五を負担し、特定重要港湾以外の重要港湾における臨港交通施設の建設又は改良に係る行為を」に改め、同条第三項中「第四項」を「第六項」に改め、同条第四項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(港湾の施設に関する技術上の基準)
第五十六条の二 水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設は、他の法令の規定による場合においては当該法令の規定によるほか、運輸省令で定める技術上の基準に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定による届出又は第三項の規定による通知があつたとき、運輸省令で定めるところにより、届出又は通知があつた事項を公示しなければならない。
第五十六条の三 水域（港湾区域及び第五十六条第一項の規定により公告されている水域を除く。以下「水域施設等」という。）において、水域施設、外郭施設又は係留施設で政令で定められたもの（以下「水域施設等」という。）を建設し、又は改良しようとする者は、当該行為に係る

工事の開始日の六十日前までに、運輸省令で定めるところにより、水域施設等の構造及び所在する水域の範囲その他運輸省令で定めた事項を都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。但し、当該変更により工事を要しない場合においては、その変更があつた後遅滞なく、届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る水域施設等が前条の技術上の基準に適合しないものであると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該水域施設等の建設若しくは改良を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第三十七条第三項に掲げる者は、水域において、水域施設等を建設し、又は改良しようとするときは、第一項の規定による届出の例により、その旨を都道府県知事に通知しなければならず、その通知した事項を変更しようとするときは、同項の規定による届出の例により、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による通知があつた場合において、当該通知に係る水域施設等が、前条の技術上の基準に適合しないものであると認めるときは、その通知を受けた日から六十日以内に限り、その通知をした者に対し、必要な措置をとることを要請することができる。

2 第四十一条の二第一項、第四十二条第一項又は前号に掲げる規定（第四十三条の八第一項を除く。）による許可に附した条件に違反した者による許可を受けた者は、第一次の規定に違反した者として扱われる。

3 詐欺その他不正な手段により第一号に掲げる規定（第四十三条の八第一項を除く。）による許可を受けた者は、他の行為の中止、工作物の改築、移転若しくは撤去、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の行為をとること又は原状の回復を命ぜた者に対し、第一号に掲げる規定によつて与えた許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を附することができる。

港湾管理者の長は、第一号に該当する者（運輸大臣にあつては同号イ、都道府県知事にあつては同号ロ、港湾管理者の長にあつては同号ハに掲げる規定に違反した者）又は第二号若しくは第三号に該当する者に対し、工事その他の行為の中止、工作物の改築、移転若しくは撤去、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の行為をとること又は原状の回復を命ぜた者に対し、第一号に掲げる規定によつて与えた許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を附することができる。

措置を行なう旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(報告の徴収等)

第五十六条の五 運輸大臣、都道府県知事又は港湾管理者の長は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、第三十七条第一項、第四十三条の八第二項若しくは第五十六条第一項の規定による許可を受けた者から必要な報告を徴し、又はそくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(強制徴収)

第五十六条の六 第四十三条の九第一項の規定において準用する第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項の規定に基づく処分、第四十三条の十において準用する企業合理化促進法第八条第二項の規定に基づく処分又は同条第四項の規定に基づく港湾工事に係る処分により納付すべき負担金をその納期限までに納付しない者がある場合においては、運輸大臣は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならぬ。

2 運輸大臣は、前項の規定による督促をした場合においては、政令で定めるところによつて、延滞金を徴収することができる。この場合においては、政令で定めるところによつて、延滞金を徴収することができる。この場

合において、延滞金は、年十四・五パーセントの割合で計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

(報告の徴収等)

第五十六条の五 運輸大臣、都道府県知事又は港湾管理者の長は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、第三十七条第一項、第四十三条の八第二項若しくは第五十六条第一項の規定による許可を受けた者から必要な報告を徴し、又はそくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事

業場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先づるものとする。

第五十七条の見出しを「関係行政機関の長との協議」に改め、同条中「第四十七条若しくは第四十八条第二項の命令若しくは請求」を「第三条の三第六項の要求若しくは第四十七条の命令」に改め、同条に次の二項を加える。

2 運輸大臣は、重要港湾において企業合理化促進法第八条第四項の規定により水城施設、外郭施設又は保留施設の建設又は改良の工事を施行しようとする場合において、同項の規定による負担金の額がその工事に要する費用の額の十分の五をこえることとなるときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

第五十八条第二項中「河川法第三条第一項に規定する河川の」を削る。

第五十八条の二中「第三十七条第一項の許可に関する処分、同条第四項の占用料若しくは土地探取料の徴収、同条第五項の過怠金の徴収、第三十七条の三、第四十条の二第一項若しくは第四十一条第一項の命令」を「この法律による職権」に改める。

第五十九条第二項中「第三十七条の三」を「第三十八条の二第八項」に、「及び第四十一条第一項」を、第四十二条第一項及び第五十六条の四第一項に改め、同条第三項を次のように改める。

3 この法律による職権の行使、第四十五条の二の規定による委任に基づく職権の行使、第

五十八条第二項の規定に基づく公有水面埋立ての割合で計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

(報告の徴収等)

第五十六条の五 運輸大臣、都道府県知事又は港湾管理者の長は、この法律の規定による許可に係る職権の行使並びに行政代執行法の適用に関する訴えに關する行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第二百三十九号)の適用については、港務局の委員会の委員長は、行政庁とみなす。

第六十条の次に次の二条を加える。

(許可の条件)

第六十条の一 運輸大臣、都道府県知事又は港湾管理者の長は、この法律の規定による許可には、必要な条件を附することができる。

2 前項の条件は、許可に係る事項の確實な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、且つ、許可を受けた者に対し、不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(経過措置)

第六十条の二 この法律の規定に基づき政令又は運輸省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は運輸省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができ。

第六十一条の前に次の二条を加える。

(職権の委任)

第六十条の四 第六章及び第五十六条の四から

第二条 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)の一部を

次のように改正する。

第一条第一項中「負担する」を「負担し、港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設の建設又は改良に係るものについては、国と港湾管理者とがその十分の五をそれぞれ負担し、廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良

項又は第五十六条第一項の規定に違反した者は

(二) 第四十三条の八第一項の規定に違反した者

第六十一条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 第三十八条の二第八項、第五十六条の三第二項又は第五十六条の四第一項の規定による処分に違反した者は、十万円以下の罰金に处罚する。

(三) 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に处罚する。

一 第三十七条第一項、第四十三条の八第二

地域については、当該港湾隣接地域を指定した港湾管理者の長は、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までに、その区域を公告しなければならない。ただし、既に当該区域について公告がなされている場合においては、この限りでない。

2 第一条の規定による改正前の港湾法第三十七条の三の規定によりされた許可の取消し、その効力の停止若しくは原状の回復の命令の政策、移転、撤去若しくは原状の回復の命令は、新港湾法第五十六条の四第一項の規定によりされた許可の取消し、その効力の停止若しくはその条件の変更又は工作物の政策、移転、撤去若しくは原状の回復の命令とみなす。

3 この法律の施行の際現に港湾法第三十八条第一項の規定により定められている臨港地区については、当該臨港地区を定めた港湾の港湾管理者は、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までに、その区域を公表しなければならない。この場合において、第一項ただし書きの規定を準用する。

4 新港湾法第三十八条の二の規定の施行の際現に臨港地区において、同条第一項各号に掲げたる施設を設置している者（当該施設の建設の工事をしている者を含む。）は、同条の規定の施行の日から起算して三月を経過する日までに、運輸省令で定めるところにより、当該施設に関する事項に關し、港湾管理者の長に届出（同法第三十七条第三項に掲げる者については、通知）をしなければならない。

5 新港湾法第五十六条の三の規定の施行の際現に水域（港湾区域及び港湾法第五十六条第一項の規定により公表されている水域を除く。）において、新港湾法第五十六条の三第一項の政令で定める水域施設、外郭施設又は保留施設を設置している者（当該施設の建設の工事をしている者を含む。）は、同条の規定の施行の日から起算して三月を経過する日までに、運輸省令で定め

るところにより、当該施設に関する事項に関し、都道府県知事に届出（同法第三十七条第三項に掲げる者にあつては、通知）をしなければならない。ただし、既に当該区域について公告がなされている場合においては、この限りでない。

2 第一条の規定による改正前の港湾法第三十七条の三の規定によりされた許可の取消し、その効力の停止若しくは原状の回復の命令の政策、移転、撤去若しくは原状の回復の命令は、新港湾法第五十六条の四第一項の規定により定められた許可の取消し、その効力の停止若しくはその条件の変更又は工作物の政策、移転、撤去若しくは原状の回復の命令とみなす。

3 この法律の施行の際現に港湾法第三十八条第一項の規定により定められている臨港地区については、当該臨港地区を定めた港湾の港湾管理者は、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までに、その区域を公表しなければならない。この場合において、第一項ただし書きの規定を準用する。

4 新港湾法第三十八条の二の規定の施行の際現に臨港地区において、同条第一項各号に掲げたる施設を設置している者（当該施設の建設の工事をしている者を含む。）は、同条の規定の施行の日から起算して三月を経過する日までに、運輸省令で定めるところにより、当該施設に関する事項に關し、港湾管理者の長に届出（同法第三十七条第三項に掲げる者については、通知）をしなければならない。

5 新港湾法第五十六条の三の規定の施行の際現に水域（港湾区域及び港湾法第五十六条第一項の規定により公表されている水域を除く。）において、新港湾法第五十六条の三第一項の政令で定める水域施設、外郭施設又は保留施設を設置している者（当該施設の建設の工事をしている者を含む。）は、同条の規定の施行の日から起算して三月を経過する日までに、運輸省令で定め

るところにより、当該施設に関する事項に関し、都道府県知事に届出（同法第三十七条第三項に掲げる者にあつては、通知）をしなければならない。ただし、既に当該区域について公告がなされている場合においては、この限りでない。

2 第一条の規定による改正前の港湾法第三十七条の三の規定によりされた許可の取消し、その効力の停止若しくは原状の回復の命令の政策、移転、撤去若しくは原状の回復の命令は、新港湾法第五十六条の四第一項の規定により定められた許可の取消し、その効力の停止若しくはその条件の変更又は工作物の政策、移転、撤去若しくは原状の回復の命令とみなす。

3 この法律の施行の際現に港湾法第三十八条第一項の規定により定められた許可の取消し、その効力の停止若しくはその条件の変更又は工作物の政策、移転、撤去若しくは原状の回復の命令は、新港湾法第五十六条の四第一項の規定により定められた許可の取消し、その効力の停止若しくはその条件の変更又は工作物の政策、移転、撤去若しくは原状の回復の命令とみなす。

4 新港湾法第五十六条の四第一項の規定により定められた許可の取消し、その効力の停止若しくはその条件の変更又は工作物の政策、移転、撤去若しくは原状の回復の命令は、新港湾法第五十六条の四第一項の規定により定められた許可の取消し、その効力の停止若しくはその条件の変更又は工作物の政策、移転、撤去若しくは原状の回復の命令とみなす。

5 新港湾法第五十六条の四第一項の規定により定められた許可の取消し、その効力の停止若しくはその条件の変更又は工作物の政策、移転、撤去若しくは原状の回復の命令は、新港湾法第五十六条の四第一項の規定により定められた許可の取消し、その効力の停止若しくはその条件の変更又は工作物の政策、移転、撤去若しくは原状の回復の命令とみなす。

6 前二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

7 前各項に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

（漁港法の一部改正）

第三条 漁港法（昭和二十五年法律第二百三十七号）

の一部を次のよう改正する。

第三条第二号に次のように加える。

ル 廃油処理施設 漁船内において生じた廃油の処理のための施設

（離島振興法の一部改正）

第四条 畦島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）

の一部を次のよう改正する。

（特定港湾施設整備特別措置法の一部改正）

第五条 特定港湾施設整備特別措置法（昭和二十七年法律第五号）第八条第四項後段を文若しくは第二項を「第四十二条第一項から第三項まで」に改める。

第六条 第二項第一号中「第四十二条第一項本文若しくは第二項」を「第四十二条第一項から第三項まで、同法第五十二条第三項、同法第五十五条の五の二」に、「又は企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八条第四項後段」を「企業合理化促進法第八条第四項又は公害防

止事業者負担法」に改める。

第七条 港湾整備特別会計法の一部を次のよう改正する。

第一条第二項第一号中「港湾工事及び航路工事」に改め、「運輸大臣が施行するもの」の下に「及び港湾法（昭和二十五年法律第二百八号）第四十三条の十において準用する企業合理化促進法第八条第二項の規定に基づき事業者にその工事に要する費用の一部を負担させて運輸大臣が施行する開発保全航路に関する工事」を加え、同項第三号中「昭和二十五年法律第二百八号」を削る。

第四条第一項第一号中「港湾法」を「港湾法第十四条第一項第一号中「港湾法」を「港湾法第

四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法」に改める。

第五条第一項第一号中「港湾法」を「港湾法第

四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法」に「企業合理化促進法」を「港湾法第四十三条の十において準用する企業合理化促進法第八条第二項、同法」に改める。

第六条 港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「及び当該工事」を「企

業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第

八条第四項の規定に基づき事業者にその工事に要する費用の一部を負担させて運輸大臣が施行する港湾工事及び公害防除事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第二百三十三号）第一条第二項

に規定する公害防除事業である港湾工事で運輸大臣が施行するもの並びにこれらの工事」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）

第八条 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「及び保存」を「保

存及び管理」に改め、同項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加え

る。

三の二 海洋の汚染の防除に関する事業の実

施に関すること。

第三十八条第二項の表港湾審議会の項中「第

四十九条第一項」を「第三条の二第一項の港湾及

三項まで、同法第五十二条第三項、同法第五十

五条の五の二」に、「又は企業合理化促進法（昭

和二十七年法律第五号）第八条第四項後段」を

「企業合理化促進法第八条第四項又は公害防

止事業者負担法」に改める。

第七条 港湾整備特別会計法の一部を次のよう改正する。

第一条第二項第一号中「港湾工事及び航路」を削り、同号の次に

次の一號を加える。

一の二 航路の建設、改良、保存及び管理に

関すること。

一の三 海洋の汚染の防除に関する事業の実

施に関すること。

第四十六条第一号の二を同条第一号の四と

し、同条第一号中「航路」を削り、同号の次に

次の一號を加える。

一の二 航路の建設、改良、保存及び管理に

関すること。

（運輸省設置法の一部改正）

第八条 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「及び保存」を「保

存及び管理」に改め、同項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加え

る。

三の二 海洋の汚染の防除に関する事業の実

施に関すること。

第三十八条第二項の表港湾審議会の項中「第

四十九条第一項」を「第三条の二第一項の港湾及

三項まで、同法第五十二条第三項、同法第五十

五条の五の二」に、「又は企業合理化促進法（昭

和二十七年法律第五号）第八条第四項後段」を

「企業合理化促進法第八条第四項又は公害防

止事業者負担法」に改める。

第七条 港湾整備特別会計法の一部を次のよう改正する。

第一条第二項第一号中「港湾工事及び航路」を削り、同号の次に

次の一號を加える。

一の二 航路の建設、改良、保存及び管理に

関すること。

一の三 海洋の汚染の防除に関する事業の実

施に関すること。

（運輸省設置法の一部改正）

第八条 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「及び保存」を「保

存及び管理」に改め、同項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加え

る。

三の二 海洋の汚染の防除に関する事業の実

施に関すること。

第三十八条第二項の表港湾審議会の項中「第

四十九条第一項」を「第三条の二第一項の港湾及

三項まで、同法第五十二条第三項、同法第五十

五条の五の二」に、「又は企業合理化促進法（昭

和二十七年法律第五号）第八条第四項後段」を

「企業合理化促進法第八条第四項又は公害防

止事業者負担法」に改める。

第七条 港湾整備特別会計法の一部を次のよう改正する。

第一条第二項第一号中「港湾工事及び航路」を削り、同号の次に

次の一號を加える。

一の二 航路の建設、改良、保存及び管理に

関すること。

一の三 海洋の汚染の防除に関する事業の実

施に関すること。

（運輸省設置法の一部改正）

第八条 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「及び保存」を「保

存及び管理」に改め、同項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加え

る。

三の二 海洋の汚染の防除に関する事業の実

施に関すること。

第三十八条第二項の表港湾審議会の項中「第

四十九条第一項」を「第三条の二第一項の港湾及

三項まで、同法第五十二条第三項、同法第五十

五条の五の二」に、「又は企業合理化促進法（昭

和二十七年法律第五号）第八条第四項後段」を

「企業合理化促進法第八条第四項又は公害防

止事業者負担法」に改める。

第七条 港湾整備特別会計法の一部を次のよう改正する。

第一条第二項第一号中「港湾工事及び航路」を削り、同号の次に

次の一號を加える。

一の二 航路の建設、改良、保存及び管理に

関すること。

一の三 海洋の汚染の防除に関する事業の実

施に関すること。

（運輸省設置法の一部改正）

第八条 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「及び保存」を「保

存及び管理」に改め、同項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加え

る。

三の二 海洋の汚染の防除に関する事業の実

施に関すること。

第三十八条第二項の表港湾審議会の項中「第

四十九条第一項」を「第三条の二第一項の港湾及

三項まで、同法第五十二条第三項、同法第五十

五条の五の二」に、「又は企業合理化促進法（昭

和二十七年法律第五号）第八条第四項後段」を

「企業合理化促進法第八条第四項又は公害防

止事業者負担法」に改める。

第七条 港湾整備特別会計法の一部を次のよう改正する。

第一条第二項第一号中「港湾工事及び航路」を削り、同号の次に

次の一號を加える。

一の二 航路の建設、改良、保存及び管理に

関すること。

一の三 海洋の汚染の防除に関する事業の実

施に関すること。

（運輸省設置法の一部改正）

第八条 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「及び保存」を「保

存及び管理」に改め、同項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加え

る。

三の二 海洋の汚染の防除に関する事業の実

施に関すること。

第三十八条第二項の表港湾審議会の項中「第

四十九条第一項」を「第三条の二第一項の港湾及

三項まで、同法第五十二条第三項、同法第五十

五条の五の二」に、「又は企業合理化促進法（昭

和二十七年法律第五号）第八条第四項後段」を

「企業合理化促進法第八条第四項又は公害防

止事業者負担法」に改める。

第七条 港湾整備特別会計法の一部を次のよう改正する。

第一条第二項第一号中「港湾工事及び航路」を削り、同号の次に

次の一號を加える。

一の二 航路の建設、改良、保存及び管理に

関すること。

一の三 海洋の汚染の防除に関する事業の実

施に関すること。

（運輸省設置法の一部改正）

第八条 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「及び保存」を「保

存及び管理」に改め、同項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加え

る。

三の二 海洋の汚染の防除に関する事業の実

施に関すること。

第三十八条第二項の表港湾審議会の項中「第

四十九条第一項」を「第三条の二第一項の港湾及

三項まで、同法第五十二条第三項、同法第五十

五条の五の二」に、「又は企業合理化促進法（昭

和二十七年法律第五号）第八条第四項後段」を

「企業合理化促進法第八条第四項又は公害防

止事業者負担法」に改める。

第七条 港湾整備特別会計法の一部を次のよう改正する。

第一条第二項第一号中「港湾工事及び航路」を削り、同号の次に

次の一號を加える。

一の二 航路の建設、改良、保存及び管理に

関すること。

一の三 海洋の汚染の防除に関する事業の実

施に関すること。

（運輸省設置法の一部改正）

第八条 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「及び保存」を「保

存及び管理」に改め、同項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加え

る。

三の二 海洋の汚染の防除に関する事業の実

施に関すること。

かり、あわせて海洋汚染の防除体制の強化等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、地方行政委員会、公害

対策及び環境保全特別委員会との連合審査会を行なうなど慎重に審査し、改正案と港湾管理権の侵害との関係、今後の港湾整備計画の方針と港湾管理者財政の健全化、港湾をめぐる公害及び環境整備に関する諸問題等、港湾並びに海洋汚染防止に

関する各般の問題について熱心な質疑が重ねられましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

○議長（河野謙三君）過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

午前十一時四十五分散会

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、

本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきも

のと決定いたしました。

次いで、日本社会党森中委員から、本法の運用

に際し、港湾管理者の権限を侵害しないこと、港湾管理者の財政基盤を強化すること、港湾をめぐる環境整備を促進することを内容とする附帯決議

案が提出され、採決いたしました結果、全会一致

をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野謙三君）これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

栗林 卓司君	野末 和彦君	塩出 啓典君	内田 善利君	中村 登美君	中西 一郎君	青島 幸男君	沢田 実君	橋本 繁蔵君	中村 権二君
藤井 恒男君		喜屋武真榮君	山田 勇君	小平 芳平君	二宮 文造君	濱田 幸雄君	山田 徹一君	木島 義夫君	中村 利次君
								高田 浩運君	高田 浩運君
								上林繁次郎君	上林繁次郎君
								矢追 秀彦君	矢追 秀彦君
								阿部 憲一君	阿部 憲一君
								三木 忠雄君	三木 忠雄君
								長屋 茂君	長屋 茂君
								木島 則夫君	木島 則夫君
								萩原幽香子君	萩原幽香子君
								久次米健太郎君	久次米健太郎君
								桧垣徳太郎君	桧垣徳太郎君
								長田 裕二君	長田 裕二君
								石本 茂君	石本 茂君
								佐藤 隆君	佐藤 隆君
								柏原 ヤス君	柏原 ヤス君
								峯山 昭範君	峯山 昭範君
								田代富士勇君	田代富士勇君
								中沢伊登子君	中沢伊登子君
								林田悠紀夫君	林田悠紀夫君
								二木 謙吾君	二木 謙吾君
								丸茂 重貞君	丸茂 重貞君
								川上 炳治君	川上 炳治君
								熊谷太三郎君	熊谷太三郎君
								柏原 ヤス君	柏原 ヤス君
								中尾辰義君	中尾辰義君
								渋谷 邦彦君	渋谷 邦彦君
								河口 陽一君	河口 陽一君
								木島 義夫君	木島 義夫君
								大森 久司君	大森 久司君
								小笠 公韶君	小笠 公韶君
								植木 光教君	植木 光教君
								白井 勇君	白井 勇君
								堀本 宜裏君	堀本 宜裏君
								中村 重雄君	中村 重雄君
								小山邦太郎君	小山邦太郎君
								木内 四郎君	木内 四郎君
								杉原 荒太君	杉原 荒太君
								松平 勇雄君	松平 勇雄君
								斎藤 十朗君	斎藤 十朗君
								古池 信三君	古池 信三君
								塚田十一郎君	塚田十一郎君
								鬼丸 勝之君	鬼丸 勝之君
								大松 博文君	大松 博文君

官 報 (号外)

増田 盛君	矢野 登君
志村 愛子君	高橋 邦雄君
柴立 芳文君	古賀雷四郎君
黒住 忠行君	河本嘉久藏君
初村浦一郎君	渡辺一太郎君
山崎 竜男君	世耕 政隆君
斎藤 寿夫君	伊部 真君
上田 稔君	川野辺 静君
菅野 儀作君	金井 元彦君
寺本 広作君	佐田 一郎君
佐藤 一郎君	中津井 真君
木村 隆男君	柳田桃太郎君
船田 讀君	久保田勝磨君
町村 金五君	岩動 道行君
岡本 悟君	柳田善太郎君
鹿島 俊雄君	平泉 渉君
柴田 栄君	野々山一三君
江藤 智君	沢田 政治君
平井 太郎君	大橋 和孝君
安井 謙君	和田 静夫君
	田中 寿美子君
	中村 波男君
	村田 秀三君
	森 大願君
	松本 賢一君
	瀬谷 英行君
	星野 力君
	小林 武君
	矢山 有作君
	渡辺 武君
	須藤 五郎君

西田 信一君	後藤 義隆君
郡 祐一君	迫水 久常君
吉武 恵市君	塙見 俊二君
鍋島 直紹君	山本敬三郎君
稻嶺 一郎君	寺下 岩藏君
伊部 真君	川野辺 静君
金井 元彦君	片山 正英君
佐田 一郎君	鷲崎 均君
中津井 真君	戸田 菊雄君
柳田桃太郎君	前川 旦君
久保田勝磨君	國田 清充君
岩動 道行君	杉原 一雄君
柳田善太郎君	今泉 正三君
平泉 渉君	宮之原貞光君
野々山一三君	神沢 淨君
沢田 政治君	佐々木靜子君
大橋 和孝君	須原 昭二君
和田 静夫君	小谷 守君
田中 寿美子君	鈴木美枝子君
中村 波男君	竹田 四郎君
村田 秀三君	松本 英一君
森 大願君	小笠原貞子君
松本 賢一君	川村 清一君
瀬谷 英行君	森 勝治君
星野 力君	大蔵 大臣
小林 武君	外務大臣
矢山 有作君	文部大臣
渡辺 武君	農林大臣
須藤 五郎君	通商產業大臣

阿貝根 登君	森 元治郎君
山崎 昇君	田口長治郎君
小柳 勇君	河田 賢治君
岩間 正男君	吉田忠三郎君
足鹿 覚君	小野 明君
藤田 進君	
成瀬 幡治君	
秋山 長造君	
春日 正一君	
田中 角榮君	
國務大臣	
内閣總理大臣	
田中 角榮君	
國務大臣	
環境廳長官	
三木 武夫君	
大平 正芳君	
愛知 摶一君	
大蔵 大臣	
外務大臣	
文部大臣	
農林大臣	
通商產業大臣	
運輸大臣	
自治大臣	
農林大臣	
中曾根康弘君	
櫻内 義雄君	
新谷寅三郎君	
江崎 真澄君	
福田 赴天君	

政府委員	内閣法制局長官
宣政管理廳長官	國務大臣
吉國 一郎君	吉國 一郎君
横川 正市君	
竹田 現照君	
平島 敏夫君	
山本 利壽君	
中村 英男君	
平島 久保重光君	
須藤 五郎君	
大谷藤之助君	
伊藤 五郎君	
江藤 智君	
柴田 栄君	
岡本 悟君	
鹿島 俊雄君	
内藤聰三郎君	
松永 忠二君	
西村 関一君	
林 虎雄君	
星野 力君	
小林 武君	
矢山 有作君	
渡辺 武君	
須藤 五郎君	

運輸政務次官	佐藤 文生君	内閣委員	世耕 政隆君	公害対策及び環境保全特別委員会に付託
郵政政務次官	鬼丸 勝之君	地方行政委員	高橋 邦雄君	同日衆議院から、同院において修正議決した左の
労働政務次官	葉梨 信行君	法務委員	加瀬 完君	内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを
文教委員	中村 登美君	文教委員	英雄君外四名発議)	付託した。
議長の報告事項				
去る六月二十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。				
内閣委員	竹内 藤男君	社会労働委員	斎藤 十朗君	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
地方行政委員	菅野 儀作君	農林水産委員	辻 一彦君	国立学校設置法の一部を改正する法律案(安永
法務委員	同	運輸委員	菅野 儀作君	合等からの年金の額の改定に関する法律等の一
文教委員	岩本 政一君	岩本 政一君	渡辺 一太郎君	部を改正する法律案
社会労働委員	建設委員	大蔵委員会に付託	大蔵委員会に付託	昭和四十二年度以後における国家公務員共済組
農林水産委員	渡辺 一太郎君	國立学校設置法等の一部を改正する法律案	昭和四十二年度以後における公共企業体職員等	合等からの年金の額の改定に関する法律等の一
運輸委員	竹内 藤男君	幼稚園法等の一部を改正する法律案	厚生年金保険法等の一部を改正する法律案	部を改正する法律案
同	菅崎 正義君	大蔵委員会に付託	共済組合法に規定する共済組合が支給する年金	昭和四十二年度以後における公共企業体職員等
建設委員	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	國立学校設置法等の一部を改正する法律案	の額の改定に関する法律等の一部を改正する法	合等からの年金の額の改定に関する法律等の一
農林水産委員	災害対策特別委員	文教委員会に付託	案	部を改正する法律案
同	高橋 邦雄君	児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部	厚生年金保険法等の一部を改正する法律案	昭和四十二年度以後における公共企業体職員等
建設委員	中村 登美君	改正する法律案	共済組合法に規定する共済組合が支給する年金	合等からの年金の額の改定に関する法律等の一
同	斎藤 十朗君	社会労働委員会に付託	の額の改定に関する法律等の一部を改正する法	部を改正する法律案
建設委員	世耕 政隆君	案	案	昭和四十二年度以後における公共企業体職員等
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議員須藤五郎君から委員会審査省略要求書を付して左の議案が提出された。	農林水産委員会に付託	厚生年金保険法等の一部を改正する法律案	合等からの年金の額の改定に関する法律等の一
核兵器全面禁止を求める決議案	自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案	社会労働委員会に付託	日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案	部を改正する法律案
る法律案	同日議員須藤五郎君から委員会審査省略要求書を付して左の議案が提出された。	内閣委員会に付託	社会労働委員会に付託	昭和四十二年度以後における公共企業体職員等
内閣委員会に付託	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。	内閣委員会に付託	日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案	合等からの年金の額の改定に関する法律等の一
内閣委員会に付託	国家行政組織法の一部を改正する法律案	内閣委員会に付託	社会労働委員会に付託	部を改正する法律案

國立学校設置法等の一部を改正する法律案 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸 案	生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊 急措置に関する法律 吉田善次郎	内閣委員 大矢 正君
都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法 律案 建設委員会に付託	中小企業信用保険法の一部を改正する法律 国際經濟上の調整措置の実施に伴う中小企業に 対する臨時措置に関する法律の一部を改正する 法律 文教委員会に付託	法務委員 上田 哲君
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決 した旨衆議院に通知した。	開拓融資保証法の廃止に関する法律 通商産業省設置法の一部を改正する法律 同日内閣から、左記の者を漁港審議会委員に任命 したいので、漁港法第九条第一項の規定に基づき 本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	鈴木 強君 松本 賢一君
生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊 急措置に関する法律案 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案	（七月十三日任期満了）の杉村章三郎の後任 （同日任期満了による再任） 田中久兵衛 市原昌三郎 内閣委員 上田 哲君 法務委員 松本 賢一君 商工委員 大矢 正君	内閣委員 大矢 正君
国際經濟上の調整措置の実施に伴う中小企業に 対する臨時措置に関する法律の一部を改正する 法律案 開拓融資保証法の廃止に関する法律案 通商産業省設置法の一部を改正する法律案	（四月六日死亡）の伊藤由松の後任 （七月十三日任期満了による再任） 上杉 武雄 同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任 命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規 定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受 領した。	内閣委員 大矢 正君
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通 知した。	（一昨二日議長において、左の常任委員の辞任を許 可した。）	内閣委員 大矢 正君

官報外号

あつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十八年度一般会計予算に一億四千四百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、現在P.C.B.等の有害物質による汚染が深刻化し、国民の生活に多くの不安を与えている実情にかんがみ、今後P.C.B.類似の化学物質による環境汚染を絶対に生ぜしめないようにするとともに、当面の汚染問題に対処するため、次の諸点について特に火急かつ万全の措置を講すべきである。

一、特定化学物質として指定された化学物質は、それが如何に工業原料その他に優れた化学物質であつても、生活優先、人の健康と命を守る観地から原則として製造、輸入は禁止すること

と。

一、既存化学物質についても、その安全性確認のため、早急に総点検を実施し、その結果、特定化物質として指定された化学物質、あるいは

特種化物質となる疑いのある化学物質については、環境汚染の進行を防止するため、すみやかに回収命令の発動、勧告等必要な措置を講ずること。

一、P.C.B.等の有害物質による水域、土壤等の汚染については、早急にその汚染源の徹底的究明をするとともに、汚染源企業を公表すること。

一、有害物質による環境汚染防止対策の実効を期するため、行政を強化拡充するとともに、総合体制の整備を図ること。

充を図ること。

一、P.C.B.及びP.C.B.使用製品の回収の促進を図ることとともに、回収されたP.C.B.等の管理、処理

つ、しゅんせつ、密閉化等の処理を実行すること。

と。

一、有害物質による環境汚染防止対策の実効を期するため、行政を強化拡充するとともに、総合

対策を推進すること。

と。

一、現在の公害行政は、環境庁、厚生省、水産

省、通商産業省等各省厅にわたり、その責任の所在が不明確である」とかんがみ、公害行政

の責任体制を確立すること。

一、汚染水域における漁獲の中止に関する指導を

行なうとともに、漁獲中止に伴う漁業者および関連事業者に対する漁業補償等その救済につい

て原因者負担の原則により適切な指導を行なうこと。

一、食品中のP.C.B.暫定規制値の見直しを行なうとともに、未だ規制値を設けていない米、野菜等についても、早急に規制値を設け公表すること。

一、新規化学物質等の安全性を確認するために行なう命令で定める必要な試験の項目、技術的な事項については、試験分析技術等学術の進歩に即して見直しを行なうこと。

一、化学物質の安全性を確認するための試験機関である財團法人化学品検査協会の業務運営等については、同協会の公共性にかんがみ公正が確

保されるよう十分指導監督を行なうとともに、

その他関係試験機関を含め、試験体制の整備拡

充を図ること。

一、P.C.B.等を含むヘドロの処理については、二

次公害を発生させないよう万全の対策を講じつ

ては、要領書を添えて報告する。
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。昭和四十八年六月二十一日
文教委員長 永野 鎮雄

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、義務教育諸学校の施設整備の実施状況にかんがみ、公立小学校の屋内運動場の新・増築費並びに児童生徒急増地域の小・中学校校舎の新・増築費に係る国の負担割合を引き上げる等の改正を行なうものであつて、妥当な措置と認めた。

二、費用

本法施行に要する経費は、昭和四十八年度一般会計予算に約九十三億七千万円が計上されてゐる。

附帯決議

義務教育諸学校施設の重要性及び最近における物価の状況にかんがみ、政府は、公立義務教育施設の整備事業が円滑に実施されるよう配慮するとともに、すみやかに次の措置を講じ、もつて地方財政

の負担を軽減するよう努めるべきである。

一、公立義務教育諸学校の危険建物の改築費に係る国の負担割合を引き上げること。

二、児童生徒急増市町村の学校用地の取得費に対する助成の拡充を図ること。

三、最近の社会情勢の変化、進展に即応し、公立義務教育諸学校の屋内運動場をも含め、体育・スポーツの施設・設備の整備について助成措置の拡充を図ること。

四、最近の社会情勢の変化、進展に即応し、公立義務教育諸学校の屋内運動場をも含め、体育・スポーツの施設・設備の整備について助成措置の拡充を図ること。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における中小企業の状況に即応して中小企業金融制度の整備改善を図るために、相互銀行、信用金庫連合会及び信用協同組合の業務又は事業の範囲を拡充するほか、信用金庫の会員資格の要件を緩和する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費は、昭和四十八年度一般会計予算に約九十三億七千万円が計上されてゐる。

審査報告書

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀

行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

附帯決議

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

審査報告書

一、政府は、最近における金融引締めの浸透に伴つて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年六月二十一日

大蔵委員長 藤田 正明

閣の融資枠についても必要に応じその拡大を図

ること。

一、政府は、国民福祉の向上と労働者財産形成に資するため、住宅資金の供給については金融引

締め下においても融資量及び金利の面について最大限の配慮を払いその改善、充実を図ること。

一、政府は、金融の引締めが下請代金の支払遅延に及ぼないよう、これが防止策について万全の措置を講ずること。

一、政府は、相互銀行等の中小企業専門金融機関における国、政府関係機関及び地方公共団体等の公金取扱業務の充実に努めること。

附帯決議

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

審査報告書

一、政府は、最近における金融引締めの浸透に伴つて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年六月二十一日

大蔵委員長 藤田 正明

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

官報(号外)

昭和四十八年六月二十一日

内閣委員長 高田 浩運

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、物価に関する総合的な施策を一層強力に推進するため、経済企画庁に物価局を設置するとともに経済企画庁長官の権限の強化を図る等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う経費は、約一千六百万円であつて、昭和四十八年度一般会計予算に計上されている。

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可日

昭和四十八年七月四日
參議院會議錄第二十五號

六九〇

定価一部五十円
(配送料共)
発行所
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(大代)